

第3章 次世代育成支援対策

1 次世代育成支援対策の基本目標と基本施策

基本理念の実現に向け、第1章に示した本市における課題等を踏まえ、次のとおり3つの基本目標を定めます。

基本目標1

次世代を担う子どもや若者が健やかに成長しようとする “子ども・若者自らが育つ力”をはぐくむ

従来、子どもの育ちをめぐる問題としては、「子育て」という親の観点を重視してとらえられることが一般的でした。しかし、子どもは本来、育てられるだけではなく、自分で考えて「生きる力」を学び、自ら育つ力を持っています。

親をはじめ家庭や学校、地域等、子どもたちを取り巻く社会との関わりの中で、子どもが自己肯定感を持って生まれ、子ども自身が持つ自ら学ぼうとする力、成長しようとする力を最大限に引き出すことが重要です。そして、子どもが自立した若者へとたくましく育ち、意欲にあふれ活動的な、次代を担うことができる個性豊かに輝く人材となるよう、支援します。

基本的な方向	基本施策
1 子どもの権利の尊重	1 子どもの権利の尊重 2 いじめ防止対策の充実
2 子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進	1 特色ある学校教育の推進 2 学校などの環境整備 3 幼児教育の充実
3 子どもの健やかなこころとからだの成長の支援	1 食育の推進 2 思春期保健対策
4 さまざまな困難を抱える子ども・若者への支援	1 困難を抱える子ども・若者への相談・支援 2 子ども・若者の自立に向けた支援 3 こどもの貧困の解消対策の推進 4 子ども・若者の自殺対策の推進 5 外国につながる子どもへの支援
5 障がいのある子どもへの支援	1 障がいのある子どもの療育の推進 2 障がいのある子どもに関する相談・支援体制の充実 3 在宅を中心とした福祉サービスの充実
6 子どもの居場所づくり	1 児童健全育成のための子どもの居場所づくり
7 次代の親の育成	1 次代の親になるための教育 2 次代を担う若者への支援

基本目標2

すべての親が子育ての喜びを実感できる
“家庭の子育て力”をはぐくむ

子どもを持つ親は、子育てを通じて何物にも代えがたい喜びや幸せを感じることができません。その一方で、「親」になるということは、子どもに一義的な責任を持ち、その子を育てるという大切な役割を担うことでもあります。

しかし、核家族化により、子育てをする親が祖父母などから育児の知識や支援を受けられなくなるなど、家庭における子育ての在り方は大きく変化しています。その結果として育児不安・負担が増大し、児童虐待等の大きな問題を招き、その対応が課題となっています。

また、子育ての基礎となるすべての家庭を支えるため、保育や医療等、多様なニーズに対応したきめ細かい支援サービスを推進することで、子育て家庭の孤立を防ぐとともに、保護者自身も親として成長し、子育ての喜びを実感できるような環境づくりに取り組みます。

基本的な方向	基本施策
1 親の意識の醸成	1 子どもを産み育てる意識の醸成 2 家庭における子育て力の向上と情報提供
2 子育て支援サービスの充実	1 多様な子育て支援サービスの充実 2 子育て支援活動拠点機能の充実
3 多様な教育・保育サービスの充実	1 多様な教育・保育サービスの充実
4 妊娠・出産・育児期への切れ目のない支援	1 切れ目のない母子保健体制の充実 2 小児医療体制等の充実 3 多胎児家庭への支援 4 児童虐待防止対策の充実
5 ひとり親家庭などの子育て支援	1 ひとり親家庭の相談体制の充実 2 ひとり親家庭の自立支援 3 配偶者などからの暴力被害者及びその同伴児への支援

基本目標 3

みんなが子どもをいつくしみ育てる “地域・社会の子育て力”をはぐくむ

近年、核家族化の進展やコミュニティへの帰属意識の希薄化などから、育児への不安を抱え、孤立している家庭が少なくありません。地縁による人のつながりや地域ぐるみで子どもを見守る体制づくりを進め、地域全体で子どもを育てる体制づくりを支援します。

また、学校や地域、企業、行政など社会全体の協働により、子どもの育ちや家庭、地域の子育てを補完し支援する取り組みが必要とされています。社会の一人ひとりがやりがいや充実感をもちながらそれぞれの責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、人生の各段階に応じて多様な働き方・生き方が選択できる社会づくりに取り組みます。

さらに、子どもを安心して産み育てるためには、安心・安全な生活環境の整備が必要です。そのため、良好な住宅の確保、安心して外出できる環境の整備を図り、子どもが地域で安心・安全に遊び、学び、暮らせるまちづくりを推進します。

基本的な方向	基本施策
1 地域の子育て支援ネットワークの推進	1 地域における子育てネットワークの推進 2 地域ぐるみの子育て家庭の支援
2 地域の子育て力の強化	1 地域における子どもの健全育成活動 2 地域における教育力の向上 3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
3 地域における子どもの見守り活動の推進	1 交通安全活動の推進 2 防犯活動の推進
4 仕事と生活の調和の実現	1 多様な働き方の実現 2 共育での推進 3 働く保護者の健康管理の推進 4 働く保護者を支援する保育サービスの充実 5 子育てに理解のある企業の啓発
5 男女共同参画意識の啓発	1 男女共同参画意識の啓発
6 経済的支援の充実	1 児童健全育成のための経済的支援 2 ひとり親家庭などへの経済的支援 3 多子世帯への経済的支援 4 貧困状況にある子どもへの経済的支援
7 良質な居住の確保	1 市営住宅の整備と民間住宅の誘導
8 良好な居住環境の整備	1 緑化活動・公園の整備 2 遊び場の整備
9 安心・安全なまちづくりの推進	1 安心・安全なまちづくりの推進

2 次世代育成支援対策の重点施策と数値目標

第1章に示した本市における課題等を踏まえ、今後5年間において展開していく具体的な施策のうち、重点的に推進していく施策を次のとおりとします。

なお、これら重点施策を着実に推進していくため、数値指標を定め、進捗管理を行っていきます。

【重点的に取り組むべき課題】

【重点施策】

・ いじめの防止など、子どもの権利に関する施策の展開



1-1-2 いじめ防止対策の充実

・ 教育の充実など、子どもの最善の利益を優先した施策の展開



1-2-1 特色ある学校教育の推進

・ 貧困など、さまざまな困難を抱える子どもへの支援の充実



1-4-3 こどもの貧困の解消対策の推進

・ 子育て家庭のニーズに対応した教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備



2-3-1 多様な教育・保育サービスの充実

・ 妊娠・出産・育児期のきめ細かな相談支援体制の充実



2-4-1 切れ目のない母子保健体制の充実

・ 子育ての充実感の向上と児童虐待の防止対策の強化



2-4-4 児童虐待防止対策の充実

・ ひとり親世帯など、さまざまな困難を抱える家庭への支援の充実



2-5-2 ひとり親家庭の自立支援

・ 子どもとその保護者が安心・安全に過ごすことのできる地域づくり



3-3-1 交通安全活動の推進

【重点施策の目標数値】

1-1-2 いじめ防止対策の充実

指 標	現 状 (令和5年度)	目 標 (令和11年度)
いじめ解消率	小学校 96.0% 中学校 98.3%	上昇

1-2-1 特色ある学校教育の推進

指 標	現 状 (令和 5 年度)	目 標 (令和 11 年度)
校内フリースペース利用者の内、欠席日数が前年度より減少した生徒の割合	52%	上昇

1-4-3 こどもの貧困の解消対策の推進

指 標	現 状 (令和 5 年度)	目 標 (令和 11 年度)
寄り添い型学習支援事業における高校進学率	95.0%	上昇
ひとり親家庭の貧困率	37.5%	低下

2-3-1 多様な教育・保育サービスの充実

指 標	現 状 (令和 5 年度)	目 標 (令和 11 年度)
低年齢児・障がい児の受け入れ施設数	81 か所	増加
保育の待機児童数	0 人	0 人

2-4-1 切れ目のない母子保健体制の充実

指 標	現 状 (令和 5 年度)	目 標 (令和 11 年度)
乳幼児健康診査受診率（3歳児）	96.2%	上昇
妊娠 11 週以下での妊娠届出率	95.5%	上昇

2-4-4 児童虐待防止対策の充実

指 標	現 状 (令和 5 年度)	目 標 (令和 11 年度)
養育支援訪問事業等における実訪問家庭数	20 件	増加
児童虐待防止啓発研修の参加者数	155 人	増加

2-5-2 ひとり親家庭の自立支援

指 標	現 状 (令和 5 年度)	目 標 (令和 11 年度)
ひとり親家庭の養育費受領率	36.5%	上昇

3-3-1 交通安全活動の推進

指 標	現 状 (令和 5 年度)	目 標 (令和 11 年度)
通学路安全対策ワークショップでの選定箇所の対策実施率	—	100%

3 次世代育成支援対策の展開

基本目標1

次世代を担う子どもや若者が健やかに成長しようとする
“子ども・若者自らが育つ力”をはぐくむ

1-1 子どもの権利の尊重

現状と課題

すべての子どもの幸せのために子どもの権利を擁護し、子ども一人ひとりが自分らしく安心して生きていけるまちになることを目的とした「岐阜市子どもの権利に関する条例」を平成18（2006）年に制定し、子どもの権利に関する情報提供、啓発活動を進めています。

平成22（2010）年に、岐阜市こどもの権利推進委員会では、子どもの権利保障の最重要課題として、「子どものいじめ問題に関する提言書」を提出しました。

平成26（2014）年には、「岐阜市いじめ防止等対策推進条例」を施行し、各校において、学校いじめ防止基本方針の策定や学校いじめ防止等対策推進会議を設置しています。

いじめは誰にでも起こり得る問題であり、個人的な問題として放置できない人権侵害です。いじめを許さないための環境づくりはもとより、早期発見、早期対応への取り組みが求められています。

方針

「岐阜市子どもの権利に関する条例」に基づき、子どもの権利を尊重し、啓発活動をはじめ、偏見・差別を解消するための取り組みや子どもの意見等の傾聴、意見表明の機会の確保など、関係団体等と連携して推進します。

特に、いじめ問題に対しては、「岐阜市いじめ防止等対策推進条例」に基づき、いじめを許さない学校づくりや子どものこころのケアなど、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。

基本施策と取り組み

1-1-1 子どもの権利の尊重

No.	取り組み
	子どもの権利啓発
1	21世紀を担う子どもが心身ともに健やかに育ち、その基本的人権が尊重されるよう、「岐阜市子どもの権利に関する条例」に規定される子どもが持っている権利を、子どもや子どもを取りまく大人に周知します。また、条例に基づく岐阜市子どもの権利推進委員会は、子どもの権利を総合的に保障するための方策を検討し、必要に応じて市に対して提言を行います。
	子ども・若者等の社会参画・意見聴取
2	子どもや若者の状況やニーズを的確にとらえ、より実効性のある施策とするため、また、自らの意見が十分に聞かれ、社会に何らかの影響や変化をもたらす経験をすることで、自己肯定感や自己有用感を高めることにつながるため、子ども・若者に関する施策の策定・実施・評価を行う場合は、対象となる子ども・若者またはその保護者等の関係者から意見聴取を行います。
	人権に関する子どもの思いや考えの発信
3	小・中学生を対象とした人権作品募集を行い、夏休み子ども人権パネル展や学習・啓発資料等を通じ、その作品に込められた思いや考えを幅広い世代に発信します。

1-1-2 いじめ防止対策の充実 **★★重点★★**

No.	取り組み
	いじめに対する相談・支援体制
4	<p>児童生徒のいじめの相談に対し、学校長・いじめ対策監が中心となり、組織的に対応に当たります。また、必要に応じて関係機関と連携し問題の早期解決をめざします。主として家庭訪問を行うほほえみ相談員との連携による支援やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーによる専門的な立場から、児童生徒・保護者の相談支援を行います。</p> <p>また、令和3年度より、「岐阜市生徒会サミット」を開催しており、市内の中学校の代表生徒が集い、各学校のいじめ克服に向けた取り組みについて交流し、一人ひとりの思いを語り合うことを通じて、いじめの克服に向けた思いを提言としてまとめ、発信しています。</p>

岐阜市子どもの権利に関する条例（一部抜粋）

（安全に安心して生きる権利）

第4条 子どもは、家庭や社会の中で個人として尊重され、安全に安心して生きるために、主として次にかかげる権利が保障されます。

- (1) 命が大切にされること。
- (2) 愛情を持って育まれること。
- (3) 健康に配慮され、適切な医療の提供が受けられること。
- (4) あらゆる差別を受けないこと。
- (5) 虐待、暴力、いじめなどを受けないこと。
- (6) 性的に不当なあつかいを受けないこと。

（のびのびと育つ権利）

第5条 子どもは、社会の中で一人の人間としてより良く育つために、主として次にかかげる権利が保障されます。

- (1) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分に関することを主体的に決めること。
- (3) 遊んだり、文化、芸術、スポーツに親しんだりすること。
- (4) 学ぶこと。
- (5) 安心して心や体を休ませること。
- (6) 放任されず、適切な生活習慣や基礎的な社会性を身につけること。

（自分を守り、自分が守られる権利）

第6条 子どもは、自分を守り、自分が守られる権利があります。そのために、主として次にかかげる権利が保障されます。

- (1) 権利を侵害される状況からのがれること。
- (2) 成長をさまたげる状況から保護されること。
- (3) 個人の秘密が守られること。
- (4) 人格を傷つけられないこと。

（意見を述べ、参加する権利）

第7条 子どもは、自分に影響をおよぼすすべての事柄について意見を述べる権利があり、仲間と集い、参加する権利があります。そのために、主として次にかかげる権利が保障されます。

- (1) 必要な情報を取得すること。
- (2) 自己表現や意見の表明ができ、それらが尊重されること。
- (3) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (4) 年齢や成長に応じて社会に参画し、意見が反映されること。

1-2 子どもの生きる力をはぐくむ教育の推進

現状と課題

人生 100 年時代を迎えた現代社会においては、生涯にわたって学び続ける姿勢が求められます。その基礎となる学校教育では、子どもたち自身が学ぶことの目的や意義を理解するための工夫を凝らしたり、機会を設けたりすることが必要です。

基本的な知識や技能（コンテンツ）を身につけるとともに、理解の質を向上させ、学びに向かう力（パッション）や思考力・創造力（スキル）等を含む、“確かな学力”の育成を図ります。また、子どもがこれからの変化の激しい時代を生き、生涯にわたって継続して学んでいけるよう、“豊かな心”、“健やかな体”の育成を図ります。

学校での学びと社会とのつながりを意識するとともに、子どもたちに接する大人や社会を広げていくため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）等の制度を活用し、学校と地域住民等が協力して学校の運営に取り組みます。また、家庭教育はすべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣や生活能力、他人に対する思いやり、社会的なマナー等を身につける上で重要な役割を果たします。このような子どもの姿勢をはぐくむために重要な幼児期の教育において、家庭への情報提供を行うなどの子育て支援を進め、地域や家庭と共に歩む教育の推進を図ります。

幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等、人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、地域社会の中で、家庭と幼稚園や保育所（園）等が十分な連携を図り、幼児一人ひとりの望ましい発達を促していく教育活動・教育環境の充実が求められています。

「岐阜市幼児教育推進プラン（2020-2029）」に基づき、幼児教育関係者と相互のパートナーシップをはぐくみながら、“オール岐阜”で幼児教育の推進に取り組みます。幼稚園教諭や保育士などを対象とした合同研修会を開催して幼小（幼児期と小学校（児童期））の接続及び連携を図り、保護者などを対象とした子育てセミナーの開催により家庭教育を応援するなどして、本市の幼児教育の充実を図ります。とりわけ、幼小をつなぐ視点においては、小1ブロblemを解消するためにも、幼稚園や保育所（園）、認定こども園などと小学校との接続・連携が求められます。

方針

社会の変化の中で、子どもたちが自分らしさを失うことなく主体的に学び続け、仲間と共にたくましく未来を切り開いていく“生きる力”をはぐくむ教育を推進します。

基本施策と取り組み

1-2-1 特色ある学校教育の推進 ★★重点★★

No.	取り組み
5	授業・評価の改善 新しく採択された教科書に準じて、“主体的・対話的で深い学び”等の授業改善の視点を位置づけた「指導と評価の計画」を作成し、市内小・中学校にWebを通じて公開します。これにより教員の指導力の向上に努めるとともに、児童生徒の学力の向上を図ります。そして、児童生徒一人ひとりが確かな学力を身につけるために、今日的課題と日頃の実践をもとに授業の一層の工夫・改善に取り組みます。
	全国学力・学習状況調査結果の活用 全国学力・学習状況調査の結果を受けて、研究推進委員会を核として、小学校国語、中学校国語、小学校算数、中学校数学、中学校英語の学習状況についてそれぞれ分析し、調査結果をまとめ、教育公表会、各種教員研修に活用していきます。さらに、各学校では、国語、算数・数学、英語に留まらず、各教科の学力・学習状況調査の結果を分析してその成果や課題を明らかにし、教職員による共通理解や学校運営協議会委員会等での議論を経ながら、次年度の学校教育計画の策定につなげていきます。また、保護者に学校だより等で周知していきます。
7	小学校英語教育推進事業 小学校1・2年生では年間18時間、3・4年生では年間35時間、5・6年生では年間70時間の英語科の授業を実施し、中学校の英語教育との連携を図りながら、自分のことや身の回りのこと、ふるさと岐阜のことを話題にし、簡単な英語で積極的にコミュニケーションを図ることができる児童を育てます。
	小・中学校へのハートフルサポーターの配置 支援員（ハートフルサポーター）を配置し、配慮を要する児童生徒に対し、集団生活への適応、円滑な人間関係の構築及び学習活動への支援を行います。
9	I C T教育推進事業 高度情報社会が進展していく中、子どもたちのI C T機器やインターネットを活用する力を育成するとともに、デジタルシティズンシップ教育の推進やSNS、インターネットによる加害・被害防止を図ります。また、I C T機器を利活用した“わかる・できる授業”の実現をめざし、I C T教育推進事業を実施します。
	障がいのある児童生徒の教育 一人ひとりの障がいに応じた適切な教育が行えるように、医療と連携を図り、研修会等を行うことで、適切な指導方法を学び、日々の教育内容の充実に取り組みます。また、障がいの有無に関わらず、子どもが共に学び合う交流教育を行い、各学校における特別支援教育の充実を図ります。
11	小中一貫教育 変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに確かな学力、豊かな人間性、健康と体力等の生きる力をはぐくむことを教育の主軸とし、教育の一貫性を確保するため、小・中学校教育の連携、そして保護者、地域との連携について、学習指導・生徒指導の両面から計画的・継続的に推進します。
	義務教育学校の設立 小・中の切れ目のない9年間を通じた教育課程を編成し、日常的に異学年交流を実現することにより、児童生徒の社会性を育成します。（令和7年度に藍川北学園、令和8年度に藍東学園を開校予定です。）

No.	取り組み
	子ども読書活動
13	岐阜市立図書館と学校図書館の連携・相互協力の拠点として、岐阜市立中央図書館に学校連携室を設置しています。学校連携室では、ブックトークや読み聞かせ等への司書派遣、セット文庫等の学校向け団体貸出図書の受付、学校図書館システムとの連携、図書館の見学や職場体験等の受け入れ、職員の合同研修会の実施等に取り組み、子どもの読書活動を推進します。
	自動運転バスを活用したモビリティ・マネジメント
14	公共交通への意識向上を図り、交通の先進技術に触れる機会を創出するため、公共交通の大切さを伝える授業や自動運転バスの乗車体験などを行います。
	校内フリースペースの整備
15	学校や学級に行きづらいつと感じる生徒が、自分のペースで学ぶ場として、市内中学校に校内フリースペースを整備します。
	オンラインフリースペースの整備
16	不登校児童生徒が、自宅にしながら学習支援を受けたり、コミュニケーションを図る場として、メタバースを活用したオンラインフリースペースを週に1、2回定期的に開催します。
	ぎふMIRAI's
17	「岐阜市全体」を教室、「岐阜市の人・もの・こと」すべてを先生として、リアルな探究学習を行い、さまざまな人の生き方、考え方に触れることで、自分の生き方をつくり出します。学習内容については、アンケート等を行い、児童生徒の意見も取り入れることで、さらなる内容の充実をめざします。
	生徒が主体的に考え創る学校生活
18	生徒自身が考え、意見を出すことを通じて、校則等について各学校で見直しを図るほか、生徒が達成感や充実感を味わえる行事や活動を推進します。

1-2-2 学校などの環境整備

No.	取り組み
	学校教職員の資質の向上
19	教職員一人ひとりの指導力や人間性を一層高めるために、教育研究所等において、職務や経験年数に応じた研修や今日的な教育課題に対応した研修を意識的、計画的に実施します。また、各学校においては、校長が教職員との対話や面談を定期的の実施し、一人ひとりの実績の見届け、評価を行うとともに、今後のキャリア形成の見通しをもてるような助言をし、資質能力の向上に取り組みます。
	学校関係者評価委員会（学校運営協議会）制度の活用
20	各学校に学校関係者評価委員会（学校運営協議会）を設置し、教育活動その他の学校運営に関して、保護者や地域住民等から意見を聞くなどし、自校の運営改善に生かします。また、学校評価ガイドラインに沿って、適切な評価を行い、保護者や地域と強固な連携を図りながら、教育活動や学校運営の改善・充実をめざします。

No.	取り組み
21	コミュニティ・スクール（学校運営協議会・支援推進委員会制度）
	国が進める、新しい公立学校の学校運営の仕組みである「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」について、市立の小・中学校、特別支援学校、高等学校、幼稚園において導入が完了しています。各校においては、それぞれの地域性や学校の特色を生かした学校運営を行うため、学校運営協議会や支援推進委員会の委員の構成、部会の検討、地域や保護者、学校が連携して行う教育プログラムの開発等を行います。学校と地域の協力体制を整備し、連携・協働していくことで、未来の創り手となるために必要な子どもたちの資質・能力を育みます。
22	学校の安全の確保
	危機管理能力（教員、児童生徒）の向上、防犯関連設備の設置と運用、地域ぐるみの取り組みの3点から、安心・安全の学校づくりを進めます。各学校において危機管理マニュアルを整備し、緊急時の対応が適切にできる体制の確立に取り組みます。不審者に対する教員や児童生徒の危機意識を高め、的確な対応ができるようにするため、警察等の協力も得ながら教員や児童生徒を対象にした不審者対応教室、実地訓練等を各学校が主体となって実施します。また、地域での安心・安全を高めるため、地域のボランティアによる見守り活動や「子ども110番の家」の協力活動など地域の防犯体制を充実し、地域に支えられた学校づくりを推進します。
23	学校施設の整備
	子どもたちが安心できる教育環境を整えるため、エレベーターの設置やトイレの洋式化の検討を含めた改修工事を推進します。

1-2-3 幼児教育の充実

No.	取り組み
24	幼児教育
	「岐阜市幼児教育推進プラン」に基づき、幼児教育関係者等の資質向上を図るなどにより、関係機関や家庭・地域等と連携しながら、“オール岐阜”で生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の振興に取り組みます。幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校等の各関係団体の代表者から構成される協議会では、幼児教育の質の向上、小学校への円滑な接続に向けた一貫性のある教育の推進に取り組みます。また、専門知識と豊富な実務経験を生かして、保育・幼児教育施設と保育者を幅広く支援する幼児教育コーディネーターを配置し、施設の巡回支援等を行うことで、幼児教育の充実を図ります。 さらに、幼児教育施設の教員・保育士、小学校教員等を対象とした合同研修会や実践研究会（公開保育、公開授業）を開催し、教員・保育士等の資質の向上に努めます。

1-3 子どもの健やかなところとからだの成長の支援

現状と課題

“食べる”ことは、知育、徳育及び体育の基礎となる、生きることの基本です。このため、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を定着させるための“食育”が重要です。食育の推進にあたっては、特に家庭の役割が重要であり、子どもや家庭に対して、地域の連携のもと継続的な保健指導や啓発が必要とされています。

思春期は、自分の“ところ”と“からだ”を大切に、自分の行動に責任をもって自己決定ができる自立した判断力を身につけ、自らを確立させる重要な時期です。性や性感染症、喫煙、飲酒、薬物等についてさまざまな情報が氾濫するなか、関係機関の連携を図り、子どもが正しい知識を習得し、それに基づいた行動が選択できる能力を養えるよう、情報提供と学習機会の確保が求められています。

方針

健やかなところやからだの成長にとって大変重要となる“食”について、幼少期から正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を身につける“食育”を推進します。

性や性感染症、喫煙、飲酒、薬物等について正しい知識を習得し、それに基づいた行動が選択できる能力を養えるよう、情報提供と学習機会の充実を図ります。

基本施策と取り組み

1-3-1 食育の推進

No.	取り組み
25	食育（食を通じた子どもの健全育成） 「第4次岐阜市食育推進計画」を総合的、計画的に推進し、乳幼児期から成長段階に応じて、食の体験を積み重ね、よりよい食習慣の定着、食を通じた人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図ります。乳幼児の健康診査時や妊産婦対象の教室において、幼少期から正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を身につけるため、情報提供や個別栄養相談を実施します。また、地域の保育所（園）や幼稚園、学校、PTA等のさまざまな関係機関と連携を図りながら、“味わう教室”に取り組むなど、地域の中で食育を推進し、効果的な情報提供の体制づくりを行います。
	小児生活習慣病予防対策 子どもが生涯、健康でたくましく生きる力をはぐくむため、小児生活習慣病の予防に取り組みます。児童生徒の望ましい食事の摂り方や運動、正しい生活リズムなど基本的な生活習慣に関する指導等を小学5年生へのパンフレット配布や学校医による指導、学校での保健学習や保健指導を通じて行い、生活習慣病予防を図ります。また、食生活においては、朝食の欠食や内容、おやつ等の問題もあり、食事及び正しい生活習慣が身につけられるよう家族や地域をも含めた対策の充実を図ります。

No.	取り組み
	食の安全に対する啓発
27	各機関と連携して、食中毒予防に向けた活動の充実を図ります。また、食生活や健康に関する情報を提供し、安全な食生活を送ることができるように普及啓発します。

1-3-2 思春期保健対策

No.	取り組み
	思春期保健対策
28	思春期の自分の体の変化について理解すること、“命の尊さ”を身につけていくことができるよう、学校などで思春期に必要な健康教育を実施し、成長段階に応じた学習機会を充実します。また、思春期保健対策の推進にあたっては、学校と地域との連携や専門的な情報提供、技術支援を行うため、各学校の学校保健委員会に保健師や他の職員が参画します。
	性、喫煙、薬物などに関する教育の実施
29	思春期における心身の発達や性に関する健全な意識とあわせて、性行動やH I V、性感染症予防の正しい知識の普及を図るため、学校関係者、医療関係者等さまざまな機関と連携して啓発に取り組み、十代の人工妊娠中絶や性感染症罹患率の減少をめざします。また、子どもの生活に大きな比重を占める教育の中で、性に関することを含めた心身の健康、喫煙、飲酒、薬物について、自分にとって有益なものは何か、正しく理解し適切に選び、行動する能力が養われるよう、学び、考える時間や場の確保が大切です。学校医や産婦人科医など関係機関と連携を図りながら、適切な情報提供と正しい知識の普及、保健師や他の職員による出前講座を依頼に応じて実施するとともに、窓口や市ホームページ等での情報提供を行います。
	ひきこもりに対する相談支援体制
30	福祉部に「ひきこもり相談室」を設置し、専門の相談員がひきこもりの状態にある人やその家族からの相談に対応します。相談しやすい環境を整えるために、多様な相談方法を提案します。必要に応じ、精神科医による家族相談や家族の集い「ほっと cafe」を紹介します。「広報ぎふ」、市公式SNS、市ホームページ、講演会等を活用し、ひきこもりについての理解啓発や相談室の周知を行います。また、ひきこもりの状態にある人のご家族、支援団体や有識者で構成する岐阜市ひきこもり支援連携会議を設置し、多様な支援策の検討とネットワークづくりに取り組みます。

1-4 さまざまな困難を抱える子ども・若者への支援

現状と課題

子ども自身の心身の状況や子ども・若者を取り巻く学校生活や家庭生活の状況により、不登校、ひきこもり、ヤングケアラー等の問題が生じています。子どものこころをケアする相談やカウンセリングをはじめ、子どもや若者を孤立させず社会との接点を維持させることができる支援体制が求められています。

また、若年無業者やフリーター等の社会生活を営む上での困難を有する若者に対し、積極的に社会に参加して自己実現を図ることができるよう、職業意識の醸成や就労支援が求められています。

生活保護世帯等の経済的困窮状態にある世帯は増加しており、こどもの貧困の解消に向けた対策は喫緊の課題となっています。子どもの現在と将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していけるような支援が必要です。

子ども・若者の死因の多くが自殺であるという厳しい現状を踏まえ、子どもが示す SOS にいち早く気づき、みんなが「ゲートキーパー」としての意識をもち、誰もが自殺に追い込まれることのないよう、社会全体として取り組む必要があります。

外国人市民の定住化や長期滞在化の進展、海外から帰国した子ども、両親の国際結婚等に伴い、外国につながる子どもへの支援が必要とされています。言葉の壁による情報取得の困難をはじめ、円滑な教育・保育施設の利用への支援が必要です。

昨今、さまざまな困難を抱える子ども・若者の問題は複雑化しており、問題を解決できないまま成長し、深刻化するケースも少なくありません。これらの課題は子ども自身の個人的な問題ととらえるのではなく、社会全体で取り組み、できるだけ早期に対応し、関係機関が連携して支援していく必要があります。

方針

不登校やひきこもり、ヤングケアラー、若年無業者、子どもの貧困や自殺、外国につながる子どもの問題など、昨今の子どもを取り巻くさまざまな困難に対し、個人の問題としてとらえるのではなく、社会的支援が必要な問題として取り組みます。

困難を抱える子どもたちやその保護者等が気軽に相談できる体制の充実をはじめ、家庭や学校、さらには地域や関係機関との連携のもと、一人ひとりの状況に応じた包括的な支援を実施します。

基本施策と取り組み

1-4-1 困難を抱える子ども・若者への相談・支援

No.	取り組み
31	不登校・発達障がい等に対する相談・支援体制
	子ども・若者の発達や不登校等の相談に応じ、関係機関と連携して問題の早期解決をめざします。発達障がい疑われる児童生徒に対しては、専門職員による学校訪問や相談、必要に応じて発達検査を行います。不登校の児童生徒に対しては、社会的自立を目的とした子ども・若者自立支援教室（校外教育支援センター）を機能強化に係る施設整備と施設の環境改善を行った上で運営し、コミュニケーションスキルの向上、基本的な生活習慣の定着、学びへの意欲向上等の支援を行います。また、主として家庭訪問を行うほほえみ相談員との連携による支援やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーによる専門的な立場から、児童生徒、保護者の相談支援に応じます。さらに、義務教育終了後の方向性を見つけれない若者に対しては、就学・就労への支援を行います。
32	子ども・若者専用の相談窓口
	子ども・若者総合支援センター”エールぎふ”において、24時間対応の子ども専用の相談窓口「子どもホットダイヤル」、「子どもホットメール」を設置し、これらの窓口を周知するため、市内の全小・中学校の児童生徒のタブレット端末に「デジタル版子どもホットカード」を配信しています。また、児童生徒のタブレット端末を使ってこころの健康状態を把握するシステム「ここたん」の「聞いてほしい」ボタンに学校の職員以外の相談先を選択すると、「子どもホットダイヤル」の電話番号とホットメールにつながるQRコードが表示されるようにしています。
33	ほほえみ相談員
	不登校児童生徒の家庭訪問、相談室や校内フリースペース等別室での学習支援を中心としたふれあい活動等を通じて、社会的自立をめざして支援を行います。 1 家庭訪問による教育相談 2 相談室や校内フリースペース等における教育相談及び学習支援 3 各学校及び関係機関との連携 4 休み時間等のふれあい活動を通じた不登校傾向の早期発見
34	重層的支援体制整備事業
	子ども・若者を含む地域住民が抱える複雑・複合化した困りごとや制度の狭間にある支援のニーズを断らずに受け止め、適切な支援機関につなげられるよう、円滑なネットワークを整備します。
35	福祉相談窓口連携会議の開催
	庁内外の支援機関同士の連携による分野横断的な支援体制を築くため、平時より情報共有や課題研究を行うことで、顔の見える関係づくりに取り組みます。
—	ひきこもりに対する相談支援体制（再掲）
	取り組み No. 30（45頁）を参照
36	ヤングケアラーへの支援
	ヤングケアラー（「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」）の早期発見・把握、社会的認知度の向上、支援策等の推進を図ります。ヤングケアラー・コーディネーターが中心となり関係機関と連携し、必要な地域資源等を提供することで、子ども・家族の負担軽減を図ります。要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）等に該当する児童には、サポートプランを作成し、包括的かつ計画的に支援します。また、自立支援が必要とされる若者に対し、ニーズに応じた教育相談活動を行い、市民活動団体の取り組みや相談窓口を紹介します。

1-4-2 子ども・若者の自立に向けた支援

No.	取り組み
37	「夢」「志」「生きるよろこび」につながる自分探しの支援 若年者が適切な職業選択を行い、安易な離職・転職を防止するよう、関係機関と連携を図りながら、早い段階から望ましい職業観・勤労観をはぐくむための啓発を行います。小学校においては、社会科・特別活動や総合的な学習の時間等の中で、働くことや将来の夢について調べたり考えたりするとともに、将来への希望やあこがれを持てる機会をつくります。中学校では、各学校の計画に基づき、特別活動や総合的な学習の時間等において、進路学習、職場体験学習等を位置づけ、卒業後の進路や職業についての知識・理解を深めるとともに、体験や調査等を通して多様な職業について学び、勤労観や職業観の育成を図ります。市立岐阜商業高等学校では、総合的な探究の時間に体験学習「株式会社市岐商デパート」を行い、その企画・運営を通して職業意識の高揚、勤労観の醸成を図ります。あわせて、接客マナーやコミュニケーション能力等、社会人・職業人として自立していくための能力や態度を身につけることを図ります。
	若年者の雇用促進 トライアル雇用で雇い入れた若年者等を継続して常用雇用する事業所に対し、奨励金を交付する「岐阜市人材確保サポート奨励金事業」により、若年者の常用雇用を推進し、非正規雇用からの脱却を図ります。安定した収入による就業意欲や職業能力の向上、経済的自立を促進し、子どもを産み育てる環境整備をめざします。また、若年求職者への職業相談・職業紹介を行う「ハローワーク岐阜」、若年者の就職相談や求人情報提供等を行う県の「岐阜県総合人材チャレンジセンター」、無業状態の若年者の就職支援を行う「岐阜県若者サポートステーション」等と連携を図り、合同企業説明会やセミナーを開催するとともに、広報掲載やチラシの配布など啓発に取り組みます。
39	学びの多様化学校（草潤中学校）の設置 令和3年4月に学びの多様化学校（不登校特例校）草潤中学校を開校し、不登校を経験した生徒のありのままを受け入れ、個に応じたケアや学習環境の中で心身の安定を取り戻しつつ、新たな自分の可能性を見出す教育を推進しています。
—	義務教育学校の設立（再掲） 取り組み No. 12（41 頁）を参照
—	オンラインフリースペースの整備（再掲） 取り組み No. 16（42 頁）を参照
—	ぎふ MIRAI's（再掲） 取り組み No. 17（42 頁）を参照

1-4-3 こどもの貧困の解消対策の推進 **★★重点★★**

No.	取り組み
40	こども食堂支援事業 さまざまな事情を抱える子どもたちを対象に、食事などを提供するこども食堂事業の安定的運営につなげるため、食堂の運営に係る補助金を交付します。
	子ども見守り宅食支援事業 こども食堂や子どもに対する宅食等を行うNPO法人等が、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童に登録されているひとり親家庭等の居宅に食材料や弁当の配達等を行うことで、子どもの見守り体制の強化を図り、児童虐待の早期発見、早期対応を推進します。

No.	取り組み
	寄り添い型学習支援等事業
42	生活保護世帯及び生活困窮者世帯の保護者等に教育支援員が教育の重要性を伝え、学習環境の指導を行います。また、そのような世帯の子どもたちの健全な育成と学力の向上、将来の進路選択の幅を広げ、自立を促進することを目的に、無料の学習支援を実施しています。今後は、さらに利用ニーズに沿った学習支援体制の拡充に努めます。
	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等による相談支援
43	早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる専門的な立場から、児童生徒と保護者の相談支援に応じます。また、県より派遣されるスクールカウンセラーのほか、市費で臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラーを雇用し、これまでよりも速やかかつきめ細かな児童生徒と保護者への相談支援を行います。また、市立学校において緊急事案が発生した場合、すぐに緊急支援を行い、安心して学校生活を送ることができるようにします。
	幼稚園・保育所（園）等の利用料・保育料の無償化、軽減
44	子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化を実施するとともに、必要な軽減措置を行います。
	実費徴収に係る補足給付事業
45	低所得で生計が困難である保護者等が利用する幼稚園に係る実費徴収額（副食材料費）、保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業に係る実費徴収額（日用品・文具等費）の一部を給付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
	就学援助
46	小・中学校の学用品費や給食費等を援助します。
	育英資金貸付
47	経済的理由により、修学困難な生徒または学生に対し、月々の授業料や入学に係る費用の一部を無利子で貸与します。

※その他、第4章のこどもの貧困解消対策を参照

1-4-4 子ども・若者の自殺対策の推進

No.	取り組み
	若年層向けゲートキーパー出前講座の実施
48	市内の看護専門学校生や大学生等に若年層の自殺の現状等を説明するとともに、ゲートキーパーについて学び、自殺のリスクの高い人に適切な対応ができる人を養成する出前講座を実施します。
	若年層向け広報活動の実施
49	若年層向けの自殺対策リーフレットを作成、配布し、自殺予防について普及啓発を行います。

1-4-5 外国につながる子どもへの支援

No.	取り組み
50	<p>各種健康に関する相談体制（外国人市民）</p> <p>外国人市民へは、外国語版母子健康手帳を交付し、予防接種、健診等に関する多言語対応の資料を提供します。習慣の違う異国での子育ての悩みや不安に応じるため、通訳ボランティア等の協力を得ながら訪問や相談体制の充実を図ります。</p>
51	<p>日本語学習支援体制の整備（ボランティアと連携した学習支援）</p> <p>日本語の教え方講座の受講者など多様な人材を活用し、交流を通じた外国にルーツを持つ子どもの学習支援を行います。</p>

1-5 障がいのある子どもへの支援

現状と課題

障がいのある子どもの発達を支援するためには、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携による総合的な取り組みが重要です。「岐阜市障害児福祉計画」を3年を1期として策定し、“誰もが自立してともに暮らすまちをめざして”を基本理念に掲げ、障害児通所支援サービスや障害児相談支援等の一層の充実を図っています。

発達の遅れや障がい等に早期に対応できるよう、乳幼児健康診査等を通じて障がいの早期発見を図るほか、子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”等の関係機関や関係部局が情報共有と連携を図り、障がいや発達が気になる子どもの保護者に向き合い、子育てに対する戸惑いや不安解消を図る取り組みを進める必要があります。

方針

障がいのある子どもの療育については、健康診査等を通じた障がいの早期発見に努め、一人ひとりの特性や発達段階に応じた適切な医療や教育・保育を提供するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援を推進します。

保護者の不安を軽減・解消するための相談や情報提供等を行います。

基本施策と取り組み

1-5-1 障がいのある子どもの療育の推進

No.	取り組み
52	子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”（乳幼児支援部門）
	主に乳幼児健康診査の事後指導の場として、経過観察を要する幼児のための「親子教室」を開催し、遊びを通じた集団指導により、育てにくい子や障がい疑われる子への早期の気づき、早期の対応を行います。また、ことばや対人関係の発達に心配のある幼児（就園児）に対して「幼児支援教室」を開催し、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を通して、社会生活への適応を援助します。
53	交流保育
	障がいのある子どもと保育所（園）の子どもとの交流により、人と関わる楽しさを通じて、学び合い、はぐくみ合う機会の充実を図ります。
54	児童発達支援センター「恵光学園」の運営
	発達に心配がある子どもに対する日常生活における基本的動作や知識技能の習得、集団生活への適応のための発達支援、家族に対する支援を行うとともに、地域の障がいのある子どもとその家族に対する発達支援に関する入口としての相談、地域の障がい児通所支援事業所への助言、地域のインクルージョンの推進に関する取り組みを行います。

No.	取り組み
55	児童発達支援センター「恵光学園」の環境改善
	児童発達支援センターにおいて、発達に心配がある園利用者以外の子どもの子育て支援機能の強化や通園施設の環境改善工事を実施し、療育環境の充実を図ります。
56	児童発達支援センター「みやこ園」の運営
	主に聴覚障がいのある子どもに対する日常生活における基本的動作や知識技能の習得、集団生活への適応のための発達支援、家族に対する支援を行うとともに、障がい児通所支援事業所その他の関係者への助言、その他の必要な援助を行います。
57	児童発達支援センター「ポッポの家」の運営
	上肢、下肢、体幹の機能障がいのある子どもに対する日常生活における基本的動作や知識技能の習得、集団生活への適応のための発達支援のほか、これにあわせて診察を行い、家族に対する支援を行うとともに、障がい児通所支援事業所その他の関係者への助言、その他の必要な援助を行います。

1-5-2 障がいのある子どもに関する相談・支援体制の充実

No.	取り組み
58	子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”における乳幼児相談
	ことばや対人関係など、発達に遅れやその疑いがある乳幼児について相談に応じ、発達状況にあわせた具体的な対応方法を伝え、育児負担感の軽減を図るとともに、必要な支援調整及び関係機関との連携を図ります。
59	発達障がいに関する相談体制事業
	「発達障害者支援法」の理念に基づき、自閉症等の発達障がいの理解と支援体制等について研究し、相談体制の充実につなげます。
60	地域障害児支援体制強化事業「きらきら教室」の実施
	恵光学園や児童館等での出張相談会で開く「きらきら教室」において、発達が気になる子どもと遊びながら、その家族からの相談に応じます。
61	就学前巡回相談事業
	保育所（園）、幼稚園など、こどもや保護者が集まる施設等に巡回等支援を実施し、保護者や施設職員に必要な助言等の支援を行うことを通じ、障がいが“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図るとともに、継続的な支援が必要な場合は、恵光学園等の児童発達支援センター等が行う保育所等訪問支援事業等につなぐことで、相談・支援体制の充実を図ります。
62	障がい児（者）団体育成事業
	団体が行う障がいのある子ども及びその家族への各種相談、また、子育て等に関する研修会、社会適応訓練、障がい児（者）問題に関する社会啓発等の事業を行う各種障がい児（者）団体に対し、運営費の一部を補助します。
63	身体障害者相談員・知的障害者相談員の設置
	地域で自立した生活を営めるよう、身体障害者相談員及び知的障害者相談員を配置し、更生援護の相談に応じ、必要な助言等を行います。
64	療育DVD貸出事業
	子どもの発達や障がいについての正しい知識と理解を深めるため、療育DVDを貸出して啓発を図ります。

No.	取り組み
65	おもちゃ図書館の運営
	障がいのある子どもや社会的に援助を必要とする子どもたちに、出会いとふれあいの機会を提供するとともに、おもちゃを通して身体的諸機能や感覚を養い、心身の成長発達を促進するため、児童センターにおいておもちゃ図書館を設置します。

1-5-3 在宅を中心とした福祉サービスの充実

No.	取り組み
66	障害福祉サービス・障害児通所支援・地域生活支援事業等
	在宅で暮らす障がいのある子どもに対し、居宅での身体介護、家事援助、通院介護の支援を行う「居宅介護」、施設に通い基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行う「児童発達支援」、放課後等において施設で生活上の必要な訓練を行う「放課後等デイサービス」、介護を行う人が病気等の場合に施設へ短期間入所させて必要な保護をする「短期入所」、施設で一時的（宿泊を伴わない）に過ごす「日中一時支援」、社会生活で必要不可欠な外出や社会参加のための外出の移動の支援を行う「移動支援」、重度の障がいのある子どもに定期的に入浴サービスを行う「訪問入浴」など、各種サービス等を提供します。
67	補装具費支給事業
	身体に障がいのある子どもの身体の一部欠損または機能の障がいを補い、日常生活を容易にするため、補装具の購入、修理に要する費用を支給します（一部自己負担あり）。
68	日常生活用具費支給等事業
	障がいのある子どもの日常生活の便宜を図るため、日常生活用具費を支給します（一部自己負担あり）。
69	重度障害者住宅改造助成事業
	在宅の重度身体障がいのある子どもの日常生活の利便を図るため、住宅改善に必要な費用の一部を助成します。
70	重度障害者（児）タクシー利用料金助成
	外出困難な重度障がいのある子どもの社会参加を確保するため、タクシー料金の一部を助成します。
71	福祉医療費助成（重度心身障害者等）事業
	重度の心身障がいのある子ども等の健康と福祉の増進を目的に医療費の自己負担分を助成します。

1-6 子どもの居場所づくり

現状と課題

核家族化やコミュニティの希薄化により、地域で子育てを支えることが困難になってきています。子どもが心身ともに健やかに成長するためには、身近な地域の人々や異学年の子どもたちとの交流の中で、社会性を身につけていくことが大切です。そのため、身近な地域で、そのような関わりの機会を持つことができる“子どもの居場所”をつくっていく必要があります。

また、共働き世帯の増加や犯罪件数の増加等を背景に、子どもが安心して過ごすことができる安全な居場所の確保が求められています。

現在、子どもの居場所については児童館・児童センターのほか、学校における放課後子ども教室・放課後学びの部屋、保育所（園）や認定こども園、幼稚園、公民館、公園等、地域住民の活動とも連携してさまざまな施設において展開されています。引き続き、多様化するニーズに対応する取り組みが重要です。

方針

子どもの健全な発達・成長をはぐくむため、自由に遊び、学ぶことができ、他の子どもや地域のさまざまな人とふれあうことができる、安全で安心な“子どもの居場所”の確保を推進します。

基本施策と取り組み

1-6-1 児童健全育成のための子どもの居場所づくり

No.	取り組み
72	<p>健全育成に向けた児童館・児童センター、ドリームシアター岐阜</p> <p>児童館・児童センターを13か所設置しており、子育て中の親子に交流の機会や健全な遊びを提供する場であり、集団的・個別的指導による子どもの健康増進や母親クラブ等の地域活動団体の育成を図るなど、子どもの健全育成の拠点施設として活用されています。今後も子育て相談や講座の開催等を実施し、子育て支援の核となる機能の充実を図ります。また、児童館・児童センター未設置の地区を中心とした「移動児童館」の拡充を図るとともに、積極的な広報活動や遊具の充実、子育て支援の機能強化に係る施設整備、施設的环境改善などニーズに柔軟に対応した運営を図ります。また、ドリームシアター岐阜では、児童に健全な遊びや安心して過ごすことができる安全な居場所を提供するとともに、セミナーや人形劇公演、イベントの充実を図ります。</p>

No.	取り組み
73	<p>「放課後子ども教室」事業、「放課後学びの部屋」事業</p> <p>放課後の学校において、地域の活動サポーター等の協力のもと、子どもたちにとって安心・安全で、多様な活動ができる居場所づくりに取り組みます。学校の校庭や体育館等を活用し体験・交流・遊びの場を提供する「放課後子ども教室」、図書室を活用し自主的な学習や読書活動の場を提供する「放課後学びの部屋」の整備を各小学校区及び義務教育学校区のニーズに合わせて進めます。また、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が参加できるように放課後児童クラブと連携を図ります。</p>
74	<p>子どもの居場所づくり事業</p> <p>放課後居場所づくり事業として、特別な対応が必要な子どもたちを対象に、放課後や長期休業中に安心できる場や学習支援の場を確保するとともに、次世代を担う児童生徒の健全育成の支援をNPO法人に委託し、実施します。このほか、令和7年4月より、鷺山公民館との複合施設として開館する鷺山子ども館を、地域住民との協働による“子どもの居場所づくり”のモデルとして充実を図ります。</p>
75	<p>青少年会館の機能充実</p> <p>青少年会館は、体験活動を通して青少年の自己実現を応援する施設として、市内に5か所設置しています。土曜日または日曜日の決まった時間に元教員同席のもとで学習することができる「サタデー・サンデースクール」、好きな時に来て自習や読書ができる「学習ルーム」の設置等により学びの充実を図るとともに、放課後に気軽に友だちと一緒に百人一首や漫画を楽しむことができるスペースを設けるなど、子どもの居場所づくりを推進します。さらに、利用する子どもや悩みを抱える保護者の相談に応じるなど、利用者のニーズに応じた教育相談を実施します。</p>
76	<p>柳ヶ瀬子育て支援施設 “ツナグテ”</p> <p>「あそび場はまなび場」をコンセプトに、天候に関係なく親子で遊ぶことができる場所の提供を通じて、子どもの生きる力を養い、子育てを行う家庭の支援や交流を促進する施設の運営を行います。</p>
—	<p>こども食堂支援事業（再掲）</p> <p>取り組み No. 40（48 頁）を参照</p>

1-7 次代の親の育成

現状と課題

子どもは次代の親になり、その子どもを産み育てる役割を担っています。また、現代においては、乳幼児にふれあう機会や経験がないままに親となることで、育児不安等を抱えやすい状況があります。このため、子どもを産み育てることの意義やその喜びを知り、子どもや家庭の大切さ、命の尊さを理解できるような教育や取り組みが重要です。

本市の未婚率は上昇傾向にあります。結婚は、個人の価値観にかかわる問題ではありますが、経済的に生活が安定しない、男女の出会いの場がないなど、結婚を希望しながらも実現できない状況があります。次代を担う世代が結婚への希望が実現できるよう、支援していく必要があります。

方針

次代の社会の担い手として、幼少期より子どもを産み育てていくことの意義やその喜び、生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を深めます。さらに、多くの若者が結婚に対する希望が実現されるよう、結婚への希望を叶えるための環境整備を推進します。

基本施策と取り組み

1-7-1 次代の親になるための教育

No.	取り組み
77	心と命の教育推進事業 子どもを産み育てることの必要性や大切さについて広く啓発を図り、次代の親としての意識を育成します。乳幼児とふれあう機会が少ないまま親になる人が多いことから、保幼小の交流活動、中学校家庭科における「幼児とのふれ合い体験」、中学校保健体育や小中総合的な学習の時間等で、生命の誕生や大切さ、親となるための心構え、子育てについての体験的学習を積極的に位置づけ、子どもを産み育てる意識の醸成に取り組みます。また、“赤ちゃんはかわいい”、“子育ては大変だけど楽しい”、“子どもを生んでよかった”など、子育てについて優しいイメージのメッセージや情報を伝える機会を積極的につくります。
	プレコンセプションケアとしての健康教育 結婚、妊娠・出産、子育ては、個人の自由な意思決定に基づくものという前提の上で、若い世代に対し、結婚して自らが子どもを持つ以前から、自分自身の心身に関心を持ち、健康であるための知識を身につけるため、ホームページやSNSによる情報提供、市内大学や高等学校での健康教育等の取り組みを行います。

1-7-2 次代を担う若者への支援

No.	取り組み
79	<p data-bbox="288 324 587 353">次代を担う若者への支援</p> <p data-bbox="288 371 1445 555">結婚は、個人の自由な意思決定に基づくものという前提の上で、結婚を希望する独身男女への支援として、岐阜市結婚相談所を開設しており、専門の相談員が相談・紹介を行うほか、効果的な支援へ向けた相談体制の充実に努めます。また、経済的支援を必要とする新婚世帯に対し、婚姻に伴う住宅取得費用、住宅賃借費用等の補助を行う「岐阜市結婚新生活支援事業」を実施します。</p>
80	<p data-bbox="288 571 639 600">ぎふし共育都市プロジェクト</p> <p data-bbox="288 618 1445 766">男女が共に子育てを行う”共育て”を推進するため、男性の意識改革や実践的な家事・育児スキルを習得するための事業を実施します。また、市内の高校、大学等において、これから社会を担う学生が結婚、子育て、仕事等のさまざまなライフイベントについて必要な知識や情報を総合的に習得するライフデザインセミナーを実施します。</p>

基本目標 2

すべての親が子育ての喜びを実感できる “家庭の子育て力”をはぐくむ

2-1 親の意識の醸成

現状と課題

子どもを産み育てることは、人々の生活の中で最も基本的な営みです。そして、子どもが親の愛情を十分に受けて健やかに育つことのできる家庭環境が大切です。そのためには、親として子どもを育てることに責任と役割を意識し、子どもの成長を喜び、その楽しさを実感できるような社会の支援が必要です。

また、家庭は子どもの成長における出発点であり、子どもが基本的な生活習慣や他人に対する思いやり、社会的なルール、自己肯定感、自立心など、基礎的な資質や能力を育成する上で非常に重要な役割を担っています。

そのため、子育て家庭に向けた子どもとの関わり方や子育ての方法を学ぶ機会、子育て情報の提供が必要とされています。

方針

家庭は子どもの成長における出発点です。子育てに対する負担や不安を和らげることで、親が子育てに喜びや幸せを感じながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長する“親育ち”が感じられるような温かな家庭がつけられることが大切です。こうした子どもを育てる“親”の意識を育てるとともに、さまざまな子育て支援に関する情報提供を行います。

基本施策と取り組み

2-1-1 子どもを産み育てる意識の醸成

No.	取り組み
—	ぎふし共育都市プロジェクト（再掲）
	取り組み No. 80（57 頁）を参照

2-1-2 家庭における子育て力の向上と情報提供

No.	取り組み
	家庭教育に関する学習機会の充実
81	子どものこころやからだの発達段階をとらえながら、親同士が学び助け合い、見識を深めることができる“こころの教育”を実践するため、家庭教育啓発運動を推進するとともに、家庭教育について保護者自らが学ぶ場である「家庭教育学級」への情報の提供を行い、内容の充実を図ります。
	学校HP研究開発事業
82	インターネット上で各学校間を結ぶ「岐阜市教育情報ネットワーク（ポータルサイト）」を活用し、教育に関する情報を提供するとともに、各学校ホームページにおいて地域の人や保護者へ学校での学びや活動の様子を紹介しています。
	子育て情報の提供
83	「親と子のハンドブック ぶりあ」や「広報ぎふ」、市ホームページ等、子育て支援に関する情報について、さまざまな機会をとらえて発信します。また、「ぎふし子育て応援アプリ」を運用し、本市の子育て支援に関する制度や施設、イベントなど子育てに必要な情報を発信するなど情報提供の充実を図ります。
	幼児教育セミナー
84	乳幼児の保護者を対象に、非認知能力のはぐくみ方や子どもへの接し方についての講演会を開催します。
	親子関係形成支援事業
85	子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者が、子どもの発達に応じた関わり方等の知識や方法を身につけるため、ペアレント・トレーニングを実施し、保護者同士が相互に悩みや不安を相談、共有し、情報交換を行う場を設けるなど、必要な支援を行うことにより、健全な親子関係の形成を図ります。

2-2 子育て支援サービスの充実

現状と課題

核家族化や地域のつながりの希薄化を背景に、子育てをする保護者が孤立し、子育ての不安や負担が大きくなっています。子育ての不安や負担の解消に向け、すべての子育て家庭を対象としたさまざまな支援サービスが求められています。

また、子育てに関する相談や交流活動の推進、子育て中の保護者同士の交流や育児相談等、身近な子育て支援の活動拠点が必要とされています。

なお、第5章の子ども・子育て支援と相まって、子育てを支援する活動の推進や地域子ども・子育て支援事業等の充実を図り、育児の不安・負担の軽減を図ります。

方針

子育て家庭の育児不安・負担の解消に向け、親子が安心して利用できる身近な子育て支援活動拠点等、子育てしやすい環境整備を図ります。また、子どもの成長の段階に応じた、切れ目のない子育て支援事業の充実に取り組みます。

基本施策と取り組み

2-2-1 多様な子育て支援サービスの充実

No.	取り組み
86	地域における相談支援体制 子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”は、相談機関の中核として、子育てに関する悩みや不安の相談に対応し、育児不安の解消を図るとともに、必要に応じて専門相談につなぎ、総合的・継続的に支援します。子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”と保育所（園）、認定こども園、保健センター、児童家庭支援センター、岐阜県中央子ども相談センター等の関係機関が、専門性を活用した相談体制を充実するとともに、民生委員・児童委員や主任児童委員をはじめ、地域との連携の強化、NPO等民間団体との連携の構築に努めます。
	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） 保護者が仕事、冠婚葬祭、疾病、育児疲れ等で一時的に子を養育できない時、子どもを預かります。
88	放課後児童健全育成事業のさらなる充実 就労等により保護者が昼間家庭にいない児童の居場所を確保するため、民間の力も活用し、全小学校区で放課後児童クラブを実施します。また、校内で開設される放課後子ども教室、放課後学びの部屋にクラブ利用児童が参加できるよう、ニーズに合わせて両事業と連携を図ります。
89	地域子育て支援センター事業等による子育て支援 育児の不安・負担を軽減するため、子ども・親同士が交流できる場の提供、育児相談等により、地域児童の子育て支援を総合的に実施する「地域子育て支援センター事業」を市内6か所で行います。また、保育所（園）や認定こども園において、体験保育や育児相談を行い、地域において安心して子育てができるよう支援します。

No.	取り組み
90	<p>養育支援訪問事業</p> <p>育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題により、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭やさまざまな原因で養育支援が必要となっている家庭に対し、保健師等が訪問して具体的な養育に関する指導、助言等を実施することにより、個々の家庭が抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。</p>
91	<p>保健、医療、福祉の連携</p> <p>家庭や地域での育児支援を図るため、保健センターの保健師等と地域の民生委員・児童委員、主任児童委員、保育所（園）等の関係機関が連携し、訪問、相談に応じるとともに、親子自主サークルや親子ふれあい教室等さまざまな地域活動への支援を行います。また、「母と子の健康サポート支援事業」として、医療機関からの情報提供をもとに、保健センターの保健師等が訪問、相談等を実施します。ハイリスク児等の育児支援を医療機関と連携を図りながら推進します。引き続き、保健、医療、福祉の関係機関が連携し、安心して妊娠・出産、育児ができるような環境づくりをめざします。</p>
92	<p>子育て世帯訪問支援事業</p> <p>家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、育児等の支援を実施し、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。</p>
93	<p>地域子育て相談事業</p> <p>保育所等の子育て支援施設において、すべての子育て世帯や子どもが身近に相談することができる相談機関を整備し、岐阜市こども家庭センターと連携を緊密にし、虐待の発生を予防するための支援の強化を図ります。</p>
—	<p>親子関係形成支援事業（再掲）</p> <p>取り組み No. 85（59 頁）を参照</p>
94	<p>「絵本といっしょ」事業、「はじめての図書館」事業</p> <p>乳幼児期から日常的に親子のふれあいを深めることは、極めて重要であり、子どもたちの豊かな人間性をはぐくむことにもつながることから、保健センターでの健康診査の場等を利用し、乳児をもつ親に対し、絵本を介した親子のふれあいの大切さを啓発するため、図書館ボランティアと協働で、絵本の読み聞かせや赤ちゃん向け絵本の紹介を行う「絵本といっしょ」事業に取り組みます。また、図書館、図書室へ来館され、利用カードを作成した乳幼児に絵本をプレゼントする「はじめての図書館」事業を実施します。</p>

2-2-2 子育て支援活動拠点機能の充実

No.	取り組み
95	児童館・児童センターにおける子育て支援拠点機能の充実
	児童館・児童センターは、健全な遊びを通じて児童の集団的・個別的指導や子育て中の親子の交流の機会を提供する場として、13か所設置しています。今後も子育て相談や講座等を通じ、子育て家庭の支援、子どもの健康増進、母親クラブ等の地域活動の育成を図り、子育て支援の核となる機能の充実を図ります。
96	子育て支援活動
	妊産婦や乳幼児等の状況を継続的に把握するとともに、妊産婦や保護者の相談に応じ、関係機関と連絡調整するなどして、切れ目のない支援を提供するため、岐阜市こども家庭センター各保健センター窓口を設置します。専任の職員（保健師、助産師）を配置し、窓口の明確化と専用ダイヤルを設け、子育て支援活動や健康づくり活動の充実を図ります。特に支援が必要な妊産婦に対してはサポートプランを作成し、保健師がきめ細かく継続して支援します。また、子育て支援の環境づくり、保健、医療、福祉のネットワークづくり等の保健活動を市民と協働で進め、子育て支援活動や健康づくり活動の充実を図ります。
—	柳ヶ瀬子育て支援施設 “ツナグテ”（再掲）
	取り組み No. 76（55頁）を参照

2-3 多様な教育・保育サービスの充実

現状と課題

本市には、令和6年度時点で、29か所の保育所（園）、17か所の認定こども園、29か所の小規模保育事業所、3か所の事業所内保育事業所があり、保育を必要とする子どもへのサービスを提供しています。

保育に対する保護者の多様なニーズに対応するため、延長保育、低年齢児保育、障がい児保育、一時預かり、病児・病後児保育等さまざまな保育サービスを実施しています。特に延長保育は、44か所で19時まで、9か所で20時まで実施しています。

子どもの人口は減少していく見込みですが、核家族化や共働き家庭の増加等により、特に低年齢児等の保育ニーズは今後も増加することが予想され、第5章の子ども・子育て支援と相まって、引き続き、教育・保育施設を確保し、待機児童ゼロの継続に取り組んでいく必要があります。

方針

家庭における子育てを補完する役割や仕事と子育ての両立支援の観点から、保育サービスに対するニーズはますます高くなり、多様化しています。そのニーズに柔軟に対応し、保護者が安心して子育てを行うことができるよう、保育サービスのさらなる充実を図ります。

基本施策と取り組み

2-3-1 多様な教育・保育サービスの充実 **★★重点★★**

No.	取り組み
97	低年齢児（0～2歳児）保育
	女性の就労志向の高まりとともに、保育ニーズが増加傾向にある低年齢児の受け入れを推進します。ニーズの動向を見極めながら、保育所（園）の定員の見直しや増築・改修、認定こども園の普及、小規模保育事業の実施、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）等の保育の拡充等により、待機児童ゼロを維持していきます。
98	障がい児保育
	障がいのある子どもの健全な発達を促進するため、保育士の資質の向上及び環境整備を図り、障がい児保育の充実に取り組めます。集団保育が可能な障がいのある子どもの保育所（園）等の入所については全施設での受け入れを推進し、子ども一人ひとりにあった保育を行うとともに、子どもたちが共に学ぶ機会の拡充を図り、子どもの健全な育成・発達支援に取り組めます。また、医療的ケア児の受け入れについても、関係機関と連携し、総合的な支援体制の構築に努めます。
99	特別保育事業
	保育ニーズの多様化に対応するため、延長保育事業、休日保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業等の特別保育事業を実施します。

No.	取り組み
100	病児・病後児保育事業の送迎サービス <p>保育所（園）等で児童が体調不良となり、保護者が迎えに来ることができない場合、病児・病後児保育施設の看護師がタクシーで迎えに来て、診察後、施設で保育することにより、安心して働くことのできる環境づくりを支援します。</p>
	保育の質の向上のためのアクションプログラムの推進 <p>保育の質の向上のため、保育士等の資質・専門性を高めるための研修体制の充実、嘱託医や看護師等の配置による子どもの健康の確保、保育環境の整備による子どもの安全確保等、保育を支える基盤の強化に取り組みます。また、幼児教育に関する研究会に保育士が参加するなど、保育所（園）と幼稚園等が連携し、保育と教育の充実を図ります。</p>
102	関係機関との連携・子育て支援 <p>保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業は、小学校、要保護児童対策地域協議会等、地域の関係機関等との積極的な連携、協力を図り、地域全体で子どもの育ちを支えていくことに取り組みます。また、地域において子育て支援に関わるさまざまな取り組みを行い、子育て支援の充実を図ります。障がいのある子どもをはじめ、特別な支援を要する子どもの保育に関して、子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”等の関係機関と連携を図り、子どもの健全な育成と発達の支援に取り組みます。</p>
	健康に配慮した保育 <p>学識経験者、嘱託医、薬剤師、保育関係者で構成する「特定教育・保育施設等を利用する子どもの健康を考える会」において、保育所（園）、認定こども園等を利用する子どもが健やかに成長できるよう、健康・安全に関するさまざまな課題について検討し、子どもの健康増進を図ります。また、「岐阜市こどもの健康を考えるつどい」を開催し、講演会等を通じて保育関係者、保護者等に、子どもの健康・安全について考える機会を提供します。</p>
104	保育所（園）の情報提供サービス <p>子ども保育課にコンシェルジュ機能を担う職員を配置し、関係機関との連携により保育所（園）等や地域の子育て支援事業の利用支援、調整、円滑な事業の利用に向けた支援を実施します。また、保育所（園）等の空き情報を市ホームページに掲載し、市内在住者及び転入者（予定者）への情報提供を実施します。</p>
	公立保育所の環境改善 <p>公立保育所について、公立保育所施設改修計画（仮）に基づき、トイレの改修などの環境改善工事を実施し、保育環境の充実を図ります。</p>
106	私立保育施設（保育園、認定こども園、小規模保育事業）への助成 <p>保育園、認定こども園、小規模保育事業の保育サービス内容の充実や子どものための環境づくりの整備等、助成制度の実施に加え、民営化した保育施設の園舎の建て替えを推進します。</p>
	第三者評価の受審 <p>公立保育所において、計画的に「第三者評価」（事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者、利用者）以外の公正、中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価すること）を受審します。私立施設（保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業）についても、「第三者評価」を積極的に受審するよう促します。</p>
108	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） <p>すべての子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対し、働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度を実施します。</p>

2-4 妊娠・出産・育児期への切れ目のない支援

現状と課題

核家族化の進行等により、子育てに関する知識や経験のないままに妊娠・出産、育児を迎える親が増えています。加えて、妊娠・出産時は体調や気持ちの変化から、身体的、精神的に不安定になりがちな時期でもあります。妊娠・出産、育児に関して母親が不安を感じることなく、健康を維持しながら育児を楽しむとともに、子どもが心身ともに健やかに成長していくことが重要です。

妊産婦健康診査受診費用の助成や乳幼児健康診査等の健康支援をはじめ、産後や子育ての不安や悩みの解消のための保健指導や育児相談等のほか、子育てに関する知識の普及啓発を図るとともに、岐阜市こども家庭センターを中心に相談体制の充実を図っています。また、子どもは病状が急激に変化しやすいため、いつでも安心して受診できる対応が求められています。小児救急医療においては、夜間や休日の急病にも対応しています。子どもの急病に対する不安を解消するため救急時の受診体制を保護者に周知し、認知度を高めることが重要です。

また、子育てにおいては、周囲からの支援や協力が得られず、孤立するケースがあり、子育てに対する不安・負担の増大等を背景とした児童虐待が大きな社会問題となっています。

児童虐待に対してはきめ細かな対策が求められており、子育てに対する負担を軽減することによる虐待の予防、早期発見、早期対応のために市民への広報・啓発、被虐待児童の地域での見守りや支援等を通じ、その充実を図る必要があります。そのため、子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”を調整機関として情報を集約し、相談支援体制の充実や要保護児童対策地域協議会を運営しています。この協議会では、保健、医療、福祉、教育、警察、司法など関係機関との連携のもとにネットワークを強化するとともに、実務者会議を中心とした連携機能を高め、適切な対応を図っていきます。さらに、令和4年4月には、岐阜県中央子ども相談センター（地域連携課）、岐阜県警察本部生活安全部少年課（少年サポートセンター分室）と連携し、教育委員会事務局学校安全支援課とともに「こどもサポート総合センター」を設置し、関係機関との連携を強化しています。

今後も、妊娠・出産時から子育てに至る時期まで切れ目のない支援を行い、母子とその家族が安心して過ごせるための取り組みを充実していくことが必要です。

方針

母親が不安を感じることなく、健康を維持しながら育児を楽しむとともに、子どもが心身ともに健やかに成長していけるよう、妊娠・出産期から子育て期に至る時期までのきめ細かな一貫した母子保健施策の充実を推進します。特に、出産後の養育について、支援が必要な母子を出産前から把握し、必要な支援につなげます。

急に子どもが病気になった時など、いつでも安心して小児科医の診療が受けられるような体制を整備します。

児童虐待を防止するためには、発生予防から早期発見、早期対応、アフターケアに至るまで切れ目のない支援が求められるため、保護者の育児不安の軽減や早期対応に向け、こどもサポート総合センターにおいて、岐阜県中央子ども相談センター（児童相談所）をはじめ関係機関と連携した取り組みを推進します。

基本施策と取り組み

2-4-1 切れ目のない母子保健体制の充実 **★★重点★★**

No.	取り組み
109	妊婦健康診査
	健康な子どもを産み育てるために妊娠が順調であるかどうかの確認を行うとともに、必要な保健指導を行います。
110	産婦健康診査
	出産後1か月頃の産婦に対する健康診査に係る費用を助成することにより、産婦健康診査の結果から産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、産後うつや新生児への虐待予防を図ります。また、医療機関、「母と子の健康サポート支援事業」の情報提供をもとに、保健センターの保健師等が訪問、相談等を実施します。
111	乳幼児健康診査等
	発達の節目となる月齢及び年齢において、医師や保健師等の専門家と親子が接する重要な機会をとらえ、発育・発達が順調であるかの健康確認、疾病の早期発見、早期療育、栄養指導、生活指導等、乳幼児の特徴に応じた保健指導や育児指導を行います。身体の発育やことばの遅れ、心理面の不安がある場合は、乳幼児健康診査後に経過観察を行います。また、健康診査を親同士の情報交換の場、専門家に相談できる場として活用し、保護者の不安や心配ごとに対して適切な支援を行うことにより、安心して子育てができるよう、子育て支援の一環として取り組みます。市民に対して個人通知やPRを行うなど、健康診査受診率の向上に取り組みます。また、乳幼児健康診査未受診者に対して訪問等を行い、よりきめ細かな情報収集と育児支援を行います。
112	保健指導
	妊娠・出産は、短期間で心身の状態やライフスタイルを大きく変化させるために、喜びや期待のある一方で、不安やストレスとなることもあります。できるだけ早い時期の妊娠届出を勧め、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の提供を岐阜市こども家庭センター各保健センター窓口を設置して実現します。特定妊婦をはじめ、支援が必要な親に対し、安心して出産や育児ができるよう、電話や面接、家庭訪問による保健指導を実施し、支援を行います。また、乳幼児期から、生涯にわたる健康的な生活習慣の確立のため、乳幼児健康診査等で保護者に対し、子どもの食生活や生活リズム、歯の健康に関する指導に取り組みます。
113	すくすく赤ちゃん子育て支援事業等
	育児不安の大きい時期に効果的な育児支援を行うため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に保健師または助産師が直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境の支援を行います。

No.	取り組み
114	<p>各種健康に関する相談体制</p> <p>岐阜市子ども家庭センター各保健センター窓口において、妊娠届出時のすべての妊婦への面談を行い、早期からの相談体制の充実をめざします。また、子育て中の親が子どもの成長や発達についての正しい知識をもち、自信を持って育児ができるよう、訪問、電話、各健診、地域の子育て支援活動の場等さまざまな機会をとらえた情報提供や子どもの病気、医療制度などに関する相談を行います。また、障がいのある子どもについては、関係機関との連携を図りながら、心身の健康、障がいの相談に応じます。</p>
115	<p>岐阜市子ども家庭センターの運営</p> <p>すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ児童福祉・母子保健が一体的に相談支援を行い、虐待への予防的な対応や個々の家庭に応じた切れ目のない対応など、相談支援体制の強化を図ります。また、合同ケース会議を開催するほか、相談支援を通じて支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランを作成し、継続的なマネジメントを実施します。</p>
116	<p>低所得の妊婦の初回産婦人科受診料支援事業</p> <p>市民税非課税世帯や生活保護世帯等の経済面で不安を抱える妊婦に対し、初回産婦人科受診の妊娠判定に要する診察、尿検査、超音波検査の診察などの費用を一部助成することで、妊娠早期から寄り添った相談支援を行います。</p>
117	<p>産後ケア事業</p> <p>産後1年未満の産婦と乳児を対象とし、体調や育児に不安のある母親が安心して子育てができるよう、市が委託する医療機関等の施設での宿泊や日帰り、助産師による訪問型の母子の心身のケアや育児サポートなどを行います。</p>
—	<p>子育て世帯訪問支援事業（再掲）</p> <p>取り組み No. 92（61 頁）を参照</p>
—	<p>地域子育て相談事業（再掲）</p> <p>取り組み No. 93（61 頁）を参照</p>
118	<p>乳幼児事故防止対策の啓発</p> <p>0歳～4歳未満の不慮の事故による死亡は、交通事故、溺死など、本市では年間数件あります。乳幼児健康診査での保健指導や地域での子育て支援活動の中でも、事故防止について乳幼児の目線に立った具体的な対策を示しながら啓発していきます。また、SIDS（乳幼児突然死症候群）による死亡も年間数件あり、予防のための啓発も実施します。</p>

2-4-2 小児医療体制等の充実

No.	取り組み
119	小児救急医療体制
	<p>子どもの病気は病状が急激に変化しやすいため、かかりつけ医が不在な時に参考にできる「子どもの症状別受診ガイドライン」を作成し、保育所（園）、認定こども園、幼稚園に配布しています。また、市民病院内に「小児夜間急病センター」、「休日急病センター」を設け、救急医療体制を確保します。両急病センター終了後の夜 11 時から翌朝 8 時までについては市民病院で対応することにより診療体制の一元化を図ります。両急病センターや救急病院の案内について、母子健康手帳、「広報ぎふ」及び市ホームページに掲載するほか、SNS での発信を行うとともに、保健所や保健センター等の市有施設、医療機関にポスター、チラシを配布するなど、積極的な情報提供に努めます。さらに、受診可能な医療機関を検索できるぎふ救急ネット、子どもの病気やけがの相談が受けられる子ども医療電話相談の利用を勧めるため、母子健康手帳、市ホームページ等で広報します。また、日頃から子どもの身体状況を把握し、気軽に相談にのってもらえるかかりつけ医をもつよう勧めます。</p>
120	福祉医療費助成（子ども）事業の充実
	<p>子ども（令和 7 年 4 月から、対象を従前の義務教育修了から、18 歳に達する日以後の最初の 3 月末まで拡大）の健康と福祉の増進を目的に医療費の自己負担分を助成します。</p>

2-4-3 多胎児家庭への支援

No.	取り組み
121	多胎児家庭への支援
	<p>多胎児の育児経験者が家庭訪問や乳幼児健康診査の会場で多胎児の子育て相談に応じるとともに、保護者のサポートを行います。また、多胎児の子育ては、外出が困難になりがちで社会的孤立に陥りやすいことから、多胎児家庭と社会をつなぐきっかけとするため、同家庭を対象に「ファミリー・サポート・センター事業」の利用料を補助します。</p>

2-4-4 児童虐待防止対策の充実 ★★重点★★

No.	取り組み
122	児童虐待の早期発見、早期通告の広報、啓発活動
	<p>「広報ぎふ」や市ホームページなどの各種媒体を活用した広報をはじめ、乳幼児健康診査や保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小・中学校におけるリーフレットの配布、教職員や民生委員・児童委員等を対象とした出前講座の開催等により、児童虐待の早期発見、早期通告の啓発及び通告義務、通告先等の周知を図ります。また、児童虐待防止の象徴であるオレンジリボンを活用し、積極的な啓発を実施するとともに、「オレンジリボン絵てがみコンテスト」を開催し、関心の喚起と意識の浸透を図ります。</p>
123	児童虐待の未然防止のための子育て支援
	<p>産後 1 年未満の産婦と乳児を対象とした「産後ケア事業」において、母子の心身のケアや育児サポート等を行い、子育てに対する負担軽減を図るほか、乳幼児健康診査での子育てアンケートの活用や未受診者対策の充実により、育児不安や児童虐待の早期発見に努めます。また、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、学校、児童センター、主任児童委員等の関係機関との連携や育児相談等、地域の子育て支援の充実を図ることにより、育児負担の軽減や保護者の孤立を防ぎ、児童虐待の未然防止に取り組めます。</p>

No.	取り組み
124	育児困難家庭の把握
	<p>岐阜市こども家庭センターにおいて、各保健センターが妊娠届出時のすべての妊婦への面談や生後4か月までの乳児家庭全戸訪問での面談、医療機関からの「母と子の健康サポート事業」等での情報提供を受け、身体的、心理的、経済的な面で育児負担を持つ保護者を早期に把握することで積極的なアプローチを図ります。さらに、さまざまな要因で虐待のリスクが高い家庭（育児困難家庭）については、岐阜市要保護児童対策地域協議会において、関係機関からの情報集約、情報共有に努めます。</p>
125	育児困難家庭の支援
	<p>岐阜市こども家庭センター職員等の虐待予防に関わる専門職の資質の向上を図るとともに、相談機能を強化し、子育て支援サービスメニューを充実することで保護者の孤立を防ぎ、虐待の危険性を減らすように専門的な支援等を行います。また、妊娠届時の面談や生後4か月までの乳児家庭全戸訪問等での面談を通じて、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、特に支援が必要な妊産婦に対してはサポートプランを作成し、こども家庭センター職員がきめ細かく継続した支援を提供します。また、関係機関と連携して個別ケース検討会議や要保護児童対策地域協議会実務者会議で支援方針を協議し、「養育支援訪問事業」や「子育て世帯訪問支援事業」等のアウトリーチ型支援につなげます。</p>
126	児童虐待を受けている子どもの保護
	<p>児童虐待の相談・通告があった場合、関係機関から情報を収集するとともに、こどもサポート総合センターにおいて緊急受理会議を開催し、アセスメントを行い、支援方針や関係機関の連携方法等を確認します。支援方針に基づき、速やかに目視による安全確認を実施するほか、保護が必要な場合は、岐阜県中央子ども相談センターへ迅速に送致し、子どもの意見を聞き、最適な支援につなげます。</p>
127	こどもサポート総合センターの設置
	<p>令和4年4月より、岐阜県中央子ども相談センター（地域連携課）、岐阜県警察本部生活安全部少年課（少年サポートセンター分室）の職員が子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”内に常駐し、教育委員会事務局学校安全支援課とともに「こどもサポート総合センター」を設置しました。これにより、児童虐待等の対応に関して、関係機関の情報共有がスムーズになり、それぞれの視点から同時にリスク評価を実施するため、リスクの過小評価や重度なケースを見逃すことを防止することができ、迅速な初動対応が可能となっています。</p>
128	施設退所後の支援（アフターケア）
	<p>児童相談所と連携し、親子関係再構築支援を協働で行います。子どもが新しい生活環境のもとで安定した生活が継続できるよう、要保護児童対策地域協議会の活用や定期的な訪問、家庭支援事業の利用等により、家族が抱えている問題の軽減化を図り、子どもの生活環境の改善に努めます。</p>
—	子ども見守り宅食支援事業（再掲）
	取り組み No. 41（48頁）を参照
—	地域子育て相談事業（再掲）
	取り組み No. 93（61頁）を参照
—	岐阜市こども家庭センターの運営（再掲）
	取り組み No. 115（67頁）を参照

2-5 ひとり親家庭などの子育て支援

現状と課題

ひとり親家庭の保護者は、一人で子育てと生計の両方を担わなければならない、育児、家事、仕事等の生活全般で経済的・精神的負担が大きく、ひとり親家庭が抱える悩みや問題は多岐にわたります。

本市ではひとり親家庭に対する生活安定や自立支援のため、母子・父子自立支援員、就業支援専門員を配置し、ひとり親家庭に対する福祉制度についての相談やハローワークと連携した就業支援等の相談体制づくりに取り組んでいます。また、就労に有利な資格取得を推進するために、高等職業訓練促進給付金等事業や自立訓練給付金事業を実施するとともに、子育て支援として、子育て短期支援事業やファミリー・サポート・センター事業等を実施しています。

しかしながら、ひとり親家庭を取り巻く就労環境は厳しく、こうした周知を図るとともに、子育て、生活支援、就業支援、経済的支援の面から自立に向けた総合的な支援が必要とされています。

また、配偶者等からの暴力（以下、「DV」といいます。）は、家庭内で行われることが多いため、外部からの発見が難しく、密室化・常態化などによって事態が深刻化しやすい特性があります。DVを家庭内の問題にとらえるのではなく、DVそのものが犯罪行為を含む重大な人権侵害であり、その防止には地域や社会全体で取り組む必要があるという意識を共有することが重要です。

被害者の早期発見のための啓発や相談窓口の充実をはじめ、DVと児童虐待には相関関係がみられることから、被害者に同伴している子どもへの心理的ケアや、避難後の安全が確実に保障される体制づくりも重要です。

方針

ひとり親家庭等は、経済的な問題をはじめ、個々の状況に応じたきめ細かな対応が求められており、特に保護者への就労支援や子どもへのこころのケアや学習支援に取り組みます。

DVの防止等には、令和5年度に策定した「第4次岐阜市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）」に基づき、総合的な施策を推進します。

基本施策と取り組み

2-5-1 ひとり親家庭の相談体制の充実

No.	取り組み
129	自立支援に対する相談体制 ひとり親家庭の自立を支援するため、ファイナンシャルプランナーの資格を持つ「母子・父子自立支援員」や「就業支援専門員」が就労・家計に関する相談に応じます。

2-5-2 ひとり親家庭の自立支援 **★★重点★★**

No.	取り組み
130	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業
	ひとり親家庭の自立のためには就業機会の確保は極めて重要です。「ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業」において、就業相談、看護受験個別支援対策等の就業支援講習、スーツの無料貸出などの就業支援等を実施することにより、ひとり親家庭の自立を支援します。
131	ひとり親家庭等自立支援給付金事業
	ひとり親家庭の父母の就業を促進するため、給付金事業の利用を働きかけ、資格取得の支援を行います。「高等職業訓練促進給付金等事業」では、看護師や准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の国家資格取得のため、養成機関で6か月以上のカリキュラムを修業する場合に給付金を支給します。また、「自立支援教育訓練給付金事業」では、雇用保険制度の指定教育訓練講座など対象講座の受講費について一部を助成します。「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」では、高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の父母及び20歳未満の児童が、安定した就業のため高等学校卒業程度認定試験の合格をめざして対象講座を受講する場合、受講費について一部を助成します。
132	子どもの生活・学習支援事業
	親との離別・死別といった特有の不安やストレスを抱える小・中学生に大学生等のボランティアを派遣し、さまざまな悩み相談や話し相手、学習支援や進学相談等、生活面の指導や学習習慣の定着の支援に取り組みます。
133	ひとり親家庭情報提供
	「ひとり親家庭等ガイドブック」を発行し、ひとり親家庭の支援制度の周知等を徹底し、ひとり親家庭の生活の向上に努めます。
134	養育費の取り決めの推進
	養育費の取り決め及び親子交流の円滑な実施を図るため、養育費・親子交流のパンフレットを離婚届と一緒に配布するとともに、養育費の取り決めに係る公正証書、その他の債務名義の取得に要する費用を補助します。

2-5-3 配偶者などからの暴力被害者及びその同伴児への支援

No.	取り組み
135	DV被害者及びその同伴児への支援
	令和5年度に策定した「第4次岐阜市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV基本計画）」に基づき、総合的に施策を推進します。DV被害者及び同伴児に対し、相談の実施や一時保護を行います。岐阜県女性相談支援センターや警察とのネットワークを強化するとともに、岐阜市DV被害者市民協働支援協議会等と情報交換するなどにより連携強化を図ります。また、市民への広報、啓発活動については、「広報ぎふ」への掲載やリーフレット等の作成、配布により、正しい知識の理解普及に取り組みます。DV被害者や同伴児の支援については、専門的な知識と理解が必要であり、研修等を通じて女性相談員の資質向上を図ります。
136	DV被害者の自立に向けた支援
	裁判所、公共職業安定所、医療機関等への同行支援を行うことにより、DV被害者の自立した社会生活の促進を図ります。

基本目標 3

みんなが子どもをいつくしみ育てる “地域・社会の子育て力”をはぐくむ

3-1 地域の子育て支援ネットワークの推進

現状と課題

核家族の増加や地域とのつながりの希薄化等を背景に、育児不安を抱えながら地域から孤立した子育て家庭が増えています。こうした育児不安の解消に、地域が持つ子どもを育てる力に大きな期待が寄せられており、子育てを支援できる人材を地域の中から見つけて育成する取り組みが必要とされています。

そのために、ファミリー・サポート・センター事業や地域の自主的な子育てサークル活動への支援、民生委員・児童委員等による児童福祉活動、身近な地域で助け合いの精神に基づいた相談や情報提供、育児援助等の自主的な地域活動を促進するとともに、地域の活動を支える人材の育成や機関の連携を図っています。

また、主に地区単位での住民同士のつながりからなるさまざまな活動団体への支援を通じ、住民が地域に参画できる機会を設けています。子育て支援の新たな担い手としてのボランティアが活動できる機会を提供することにより、地域に暮らす人々が積極的に地域活動や社会活動に参加し、活躍することができる体制づくりが課題となっています。

方針

地域の自治会をはじめ、子ども会、PTA、青少年育成市民会議、民生委員・児童委員協議会等、さまざまな活動団体において、子どもや子育て家庭を支援する地域活動や事業を推進します。

子どもを持つ保護者による自主的なサークル活動、子育てボランティア等の地域活動や事業と連携したネットワークを推進することにより、効率的で効果的な子育て支援サービスの提供を図ります。

基本施策と取り組み

3-1-1 地域における子育てネットワークの推進

No.	取り組み
137	ファミリー・サポート・センター事業
	“育児の援助を受けたい人（依頼会員）”と、“育児の援助を行いたい人（提供会員）”を会員として、地域における育児を支援する相互援助活動（有償）を行います。
138	地域の自主的な子育てサークル等への活動支援
	子育て親子の交流や育児相談等の育児支援のため、引き続き、公民館やコミュニティセンターで開かれる「親子ふれあい教室」、児童館・児童センターで開かれる「幼児クラブ」、「母親クラブ」等の子育て支援に関する活動を支援します。
139	民生委員・児童委員による児童福祉活動等
	民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域住民の一員として、最も住民の身近なところで、社会福祉を中心としたさまざまな相談・支援活動を推進しています。子育て、子どもの教育、母子保健など、児童に関する問題について地域住民からの相談に応じて支援を行うとともに、小・中学校や保育所（園）でのボランティア活動等、子どもに関わる地域活動の推進を図ります。
140	子育てに関わる専門的な人材の育成
	保育士や幼稚園教諭、家庭相談員、保健師等の子育てに関わる専門的な人材の育成について、各種の専門的研修を実施するなど、その資質向上を図ります。また、地域における子育てに関する相談・援助活動を行うにあたり、知り得た個人情報について適正な取り扱いを徹底します。

3-1-2 地域ぐるみの子育て家庭の支援

No.	取り組み
141	地域活動・社会活動への積極的な参加の推進
	地域が子育てに対して高い意識を持って、主体的な地域活動・社会活動を展開できるよう、コミュニティ・スクールを積極的に活用し、子ども会や青少年育成市民会議等の地域の子育て支援活動の取り組みを支援するとともに、子どもが地域の活動に積極的に参加できるように情報提供や意識啓発を行います。
142	ボランティアなど、子育て支援を担う人材の育成・活用
	ボランティアの組織化と効果的な活用のため、ハートフルスクエアG内の生涯学習・ボランティア相談コーナー、みんなの森ぎふメディアコスモス内の市民活動交流センター、社会福祉協議会のボランティアセンターとの情報交換など、連携して調整機能を充実します。

3-2 地域の子育て力の強化

現状と課題

多様化・複雑化してきた子どもたちの問題行動に的確に対応するための体制づくりが課題となっています。そのため、子どもの倫理観や社会性を育て社会に適応できるよう、地域の関係機関が一体となった非行防止活動や問題行動、非行からの立ち直りへの支援を行っています。

また、子どもが健やかに成長できる環境には、子育て中の親子に交流の機会や健全な遊びを提供する場が必要であり、児童館・児童センターや50地区の公民館、学校等がその役割を担っています。さらに、子どもがさまざまな体験活動ができる環境として、少年自然の家や図書館、科学館、歴史博物館、ドリームシアター岐阜等、子どもの自発的な興味に応じて多様な体験のできる施設を整備し運営しています。こうした文化活動に加えて、総合型地域スポーツクラブや学校の部活動、スポーツ少年団等、スポーツに親しめる環境づくりを推進しています。

子どもの健全育成のためには、子ども自身への働きかけはもとより、子どもを取り巻く環境を整備することが必要であり、子どもにとって悪影響を及ぼす有害な環境を浄化、排除する活動を促進しています。また、携帯電話やインターネットによる被害の防止について、学校・家庭・地域が連携しながら取り組むことが求められています。

方針

子どもの社会性や自主性をはぐくむためには、地域においてさまざまな人とふれあい、さまざまな体験や活動を行うことが大切です。社会性をもった健全な子どもを育成するため、地域全体が子どもに関わり、地域全体で子どもをはぐくみます。

基本施策と取り組み

3-2-1 地域における子どもの健全育成活動

No.	取り組み
143	地域が一体となった青少年の健全育成
	青少年育成市民会議やPTAなど、青少年の健全育成の中核となる組織とともに、子ども会等の青少年団体の代表者、民生委員・児童委員等や保護司等と連携を図り、健全な社会環境づくりや少年補導委員による補導活動を行うなど、地域社会が一体となった健全育成を進めます。
144	問題行動・非行の未然防止に向けた地域の行動連携
	少年補導委員による地域補導委員会を開催し、地域、学校、警察職員と連携して問題行動・非行に関する地域の実態の把握と改善に取り組みます。また、街頭啓発活動や公募市民による「ボランティア補導活動」を実施し、青少年の非行の未然防止及び健全育成について市民への啓発に努めます。さらに、岐阜地区中学校警察連絡協議会、岐阜地区高等学校警察連絡協議会に参加し、学校や地域の情報を把握します。

No.	取り組み
145	公民館活動による児童の育成
	50の公民館で開催される公民館講座において、子育て講座や青少年健全育成に関する講座を実施します。また、クラブ・サークルの育成指導において、子育て支援サークルへも積極的助言や支援に取り組みます。自治会連合会やまちづくり協議会をはじめ、公益活動に取り組む各種の地域団体に対し、地域のまちづくり活動の拠点として、活動の支援や連携づくりに努めます。
146	地域ボランティアスタッフ（CVS）登録表彰制度
	“地域で活躍したい。地域の役に立ちたい”と願い、地域の祭りや運動会、清掃活動にボランティアとして参加する中学生・高校生（市内在学・在住）を認め励ます制度です。登録申請した中高生には、「CVSカード」を発行し、地域の活動にボランティア参加した記録を残します。また、地域団体とボランティア活動を希望する青年をつなぐ「CONNECT」を進める青少年育成市民会議を支援します。
—	健全育成に向けた児童館・児童センター、ドリームシアター岐阜（再掲）
—	取り組み No. 72（54頁）を参照
—	「放課後子ども教室」事業、「放課後学びの部屋」事業（再掲）
—	取り組み No. 73（55頁）を参照
—	子どもの居場所づくり事業（再掲）
—	取り組み No. 74（55頁）を参照
—	青少年会館の機能充実（再掲）
—	取り組み No. 75（55頁）を参照
—	柳ヶ瀬子育て支援施設 “ツナグテ”（再掲）
—	取り組み No. 76（55頁）を参照

3-2-2 地域における教育力の向上

No.	取り組み
147	少年自然の家の各種事業
	自然の中での多様な体験や集団宿泊活動を通じ、豊富な自然体験、生活体験、社会体験等の原体験を豊かに得ることにより、子どもたちの自立性や社会性、人や自然に対する優しさや愛おしさをはぐくむなど、たくましい青少年の育成を図ります。ファミリーDAYやファミリーステイの「家族対象事業」、ファミリーパークまつりファミリーフェアの「市民対象事業」を開催します。また、サービス向上のため、利用調整委員会を開催し、機会の公正と円滑な運営を行うとともに、利用団体にアンケート調査を実施し、利用者ニーズを把握して運営改善を図ります。さらに、施設を十分に理解し、プログラム等を有効に活用できるよう、利用団体に対して指導者研修会を実施します。
148	図書館の機能の充実
	子どもの感性や創造性を育成するため、各種事業を実施します。また、図書館ネットワークの充実、業務の電算化によるサービスの向上を図るとともに、より機能の充実を図ります。また、子育て中の父親・母親に読んでもらいたい本を集めた育児支援コーナーを設置します。

No.	取り組み
	科学館の各種事業
149	科学への興味や知識を高め、こころ豊かな創造性のある児童を育成するため、科学講座等の各種事業の充実を図ります。
	歴史博物館の各種事業
150	郷土の歴史と文化に親しみ、その知識と理解を深め、郷土への愛着心を高めるため、学校教育との連携を密にし、生涯学習の場として各種事業の充実を図ります。
	ドリームシアター岐阜の各種事業
151	豊かな創造活動を進めるため、児童を対象としたセミナー、親子を対象としたセミナー、定期的な人形劇公演及び全館を使ってのイベントを実施します。
	スポーツ施設の整備充実及びスポーツ教室事業
152	子どもから大人まで生涯にわたりスポーツを楽しむことにより、健康の保持・増進と体力の向上が図られるよう、スポーツ施設の整備充実を図ります。3歳から小学6年生までの子どもとその親を対象に、遊具等を利用した体力づくりと調整力を身につける”親子体操”等のスポーツ教室の充実を図ります。また、小・中学生を対象に、競技人口の拡大と競技力向上をめざしたスポーツスタートアップ（アクションスポーツクラス）を推進し、スポーツ活動の活性化を図ります。
	総合型地域スポーツクラブの支援
153	誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現をめざすとともに、地域の教育力向上、地域コミュニティの活性化による安心で豊かな生活の実現に向けて、多世代・多種目の総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。
	スポーツ少年団活動への支援
154	団員、指導者、保護者が学校や地域と連携し、スポーツを通じて青少年の健全育成が図られるよう、スポーツ少年団活動の支援をします。
	部活動社会人指導者派遣事業・部活動指導員配置事業
155	生徒の健全育成に向け、各校の運動系部活動及び文化系部活動に地域の外部指導者を派遣・配置し、専門的な技術指導を行うほか、スポーツ・文化に親しむ習慣を培い、生涯にわたって運動や文化に親しむ基盤となる資質・能力をはぐくみます。
	休日の部活動の段階的な地域移行（休日の地域クラブ活動）推進事業（地域指導者配置）
156	休日の学校部活動が移行した地域クラブ活動において、専門的な指導ができる地域指導者による合理的でかつ効率的、効果的な活動を行い、生徒の競技力・技術力向上を図るとともに、持続可能な地域クラブ活動の形成をめざします。学校部活動と比較して活動時間が減ることがないよう、「岐阜市地域クラブ活動方針」に両活動が同等となることを定めた上で実施します。
	青少年会館の各種事業
157	子どもたちが自分でつくりたり、体験したり、運動したりするなど、豊かな活動を行うことにより、子どもの持つ資質や能力の向上を図ります。元教員の能力を生かして子どもの能力や関心を引き出す、春に行われる「春講座」、工作や将棋、手芸などの「少年講座」などを開催します。また、サービス向上のため、講座への満足度、新たに体験したい講座など、利用者にアンケートを実施し、子どもの興味・関心や学校教育の流れを把握しながら、新講座の企画など運営改善を図ります。さらに、「子ども会サポートプラン」として、地域の子ども会でも豊かな体験活動ができるよう、会館で実施した講座のうち、子ども会でも実施できる内容についてリーフレットを作成して市内の全子ども会に配布するなど、子ども会の活動を応援します。

No.	取り組み
158	環境教育を通じた子どもを核とした環境意識の啓発育成
	子どもたちの環境への意識高揚と持続可能な社会づくりへの主体的な参加を促すため、環境に関する出前講座などを取りまとめた環境教育プログラムガイドを作成するとともに、小・中学校と連携した環境教育を実施し、学習・体験の機会を提供します。
159	生涯学習活動情報等の提供
	市民の生涯学習について理解を深めるため、啓発活動とともに、生涯学習を進める上で必要な学習の機会、場所、指導者等の情報提供の充実を図ります。また、生涯学習「長良川大学」ガイドブックに青少年課程の親子講座や女性課程の講座を掲載し、子育て中の人々が参加しやすい情報を提供します。
160	「小中学生のための地域情報発信誌 e g g」の発行
	夢・志をはぐくむ記事の特集や市内の小・中学生による地域貢献の様子の紹介、青少年団体の活動を掲載するなど、さまざまな情報を小・中学生に提供し、健全育成を支援していきます。また、「デジタル e g g」で掲載した青少年の活躍の様子を社会・青少年教育課のホームページ等に掲載して、地域活動の発信に取り組みます。
161	アートライブ・ウエルカム！アーティストの開催
	岐阜市ゆかりの芸術家が各小・中学校へ出向き、演奏や芸術体験等の実演を交えながら、文化芸術に対する情熱を語り伝えることで、子どもたちの豊かな感性を育てます。
—	コミュニティ・スクール（学校運営協議会・支援推進委員会制度）（再掲）
	取り組み No. 21（43 頁）を参照

3-2-3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

No.	取り組み
—	I C T 教育推進事業（再掲）
	取り組み No. 9（41 頁）を参照

3-3 地域における子どもの見守り活動の推進

現状と課題

子どもの交通事故の防止に向けては、交通社会人としての第一歩を踏み出す幼児に向けた教育・指導だけでなく、幼児の身近な教育者である保護者に対しても幼児の交通事故の現状や傾向などの必要な情報を提供し、家庭における幼児の交通安全意識の醸成が必要です。昨今は、自転車の安全利用が重要課題に挙げられており、被害者の観点のみならず、加害者の観点もあわせた教育・指導が求められています。また、子どもが犠牲となる交通事故が相次いで発生していることから、保育所（園）等における園外活動の安全確保も重要な課題となっています。

このため、警察、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、学校、地域等との連携のもと、各年代に対応した交通安全教育・指導の充実や啓発、通学路安全対策ワークショップを通じた道路環境の整備に取り組んでいます。安心・安全なまちづくりを実現し、子どもと家庭の安全を守るためには、地域安全活動への積極的な市民参加により、良好なコミュニティの形成を図ることが重要です。

また、地域ぐるみで子どもを犯罪被害から守ることも求められています。引き続き、地域住民との協働により「みんなでつくる“ホットタウン”プロジェクト」を推進するなど、住民による積極的な防犯活動を支援していく必要があります。

方針

子どもが健全に育つには、その生活が安全かつ安心できるものであることが不可欠なことから、子どもが交通事故や犯罪などの被害にあうことのないよう、保護者だけでなく地域住民みんなで子どもを見守り育てていく活動を推進します。

基本施策と取り組み

3-3-1 交通安全活動の推進 ★★重点★★

No.	取り組み
162	幼児交通安全教育 心身の発達段階に応じた交通安全教育を生涯学習の一環としてとらえ、交通社会人として第一歩を踏み出す幼児の交通安全意識の醸成に向け、幼児向け教育・指導に努めるとともに、幼児に最も身近な存在である保護者向けに、交通事故防止に係る情報提供と啓発の充実を図ります。
	自転車安全利用の推進 自転車の安全利用について、被害者にも加害者にもならないよう、自転車に乗り始める小学生から、通学等に自転車を用いる中高生まで、年代に応じた教育・指導を通じ、関係機関等の協力を得て、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践する優良交通社会人の育成に取り組みます。

No.	取り組み
164	通学路安全対策ワークショップ
	従来の「岐阜市通学路交通安全プログラム」を発展させ、PTA、見守り隊、地元自治会、警察、学校関係者などの関係者で、ビッグデータやAI解析をもとに、潜在的な危険箇所を可視化した地図を活用し、実際に通学路を利用する子どもたちの意見も取り入れるなどしながら安全対策や優先順位について合意形成を図るワークショップを行い、ハード・ソフトの両面から通学路の安全対策を実施します。
165	キッズゾーンの整備
	保育所(園)、認定こども園等の保育施設における園外活動の交通安全対策として、道路管理者及び所轄警察署と協議の上、施設周辺にキッズゾーンの設定を検討し、さらなる安全対策に取り組みます。

3-3-2 防犯活動の推進

No.	取り組み
166	家庭・地域・民間・行政が一体となった防犯対策
	子どもたちの安心・安全を推進するため、地域の保護者や民間事業者等の協力を得ながら防犯活動に取り組みます。登下校の見守り運動では、ボランティアに安心して活動していただくため、保険に加入するとともに、警察官を講師に招いて研修を実施します。また、緊急時に助けを求められる拠点としての「子ども110番の家」の登録を広く呼びかけます。
167	みんなでつくる“ホッとタウン”プロジェクト
	犯罪や交通事故の不安をなくし、平穏な暮らしを守るため、地域での積極的な安全活動を応援し、市民と行政の協働のもと、ホッとできる安全で安心なまちづくりを推進します。このため、防犯灯や防犯カメラの設置補助、地域安全運動に対する支援等により、地域住民の自主自衛による防犯活動、防犯ボランティアのパトロール活動等を促進します。
168	登下校見守り支援事業
	小学1年生の保護者が市の登録事業者が提供するGPS位置情報サービスに加入した場合、端末代等を含む初期費用(上限5千円)を事業者に補助し、子どもの登下校等の見守り強化を図ります。

3-4 仕事と生活の調和の実現

現状と課題

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）がとれた生活は、一人ひとりの健康を維持し、生涯を通じて育児、介護との両立や自己実現を可能にするなど、社会的効果をもたらすとともに、家族と安心して豊かに生活していく上で重要なことです。

本市においては、父親の育児休業取得率が母親と比べて低く、女性が職業をもち続けていく上での問題について、家事や育児、介護との両立が難しいこと、出産、育児、介護による女性の働き方への制約や男性中心型労働慣行が理由としてあげられます。共働き世帯においては、父親の積極的な育児参画が求められています。

今後、女性の就労にはこれまで以上の家庭（パートナー）の理解と協力や“働き方改革”とあわせた男性の家庭参画への理解の促進と意識改革が課題となります。家庭内において、男女が共に家事や育児、介護等の負担を共有し、バランスをとりながらお互いに協力しあっていくことが大切です。

企業においては、育児休業制度・短時間勤務制度等の関係法制度の導入をはじめ、多様な就労形態の充実や労働時間の短縮、母性保護の徹底による健康管理等、働く保護者が子育てをしやすい環境を整えることが求められています。

また、行政においては、保育所（園）等や放課後児童クラブをはじめとする多様な保育サービスを提供するとともに、企業や勤労者に向けた意識啓発を推進し、子育てを社会全体で支援する意識の醸成を図るけん引役としての役割を果たすことが求められています。

方針

一人ひとりがやりがいをもち充実して仕事に取り組むとともに、自ら希望するバランスで家庭生活に取り組むことができるよう、働き方を見直し、仕事と子育て等の家庭生活が両立できるように、企業へ雇用環境を整備するための意識啓発を推進します。

仕事と子育ての両立を図るためには、特に男性の家庭生活への参画促進が不可欠であり、男性が家事・育児等に主体的に参画するための意識啓発及び環境づくりを推進します。

基本施策と取り組み

3-4-1 多様な働き方の実現

No.	取り組み
169	育児休業・短時間勤務制度等の普及啓発
	子育てしながらの就労を支援する育児休業制度、短時間勤務制度、看護休暇制度等の内容を事業主及び労働者が正しく理解できるよう、国・県など関係機関と連携を図りながら、市ホームページで紹介するなど、情報提供を行い、普及啓発を図ります。
170	勤労者・事業主に対する情報提供
	勤労者、事業主、一般市民に対し、労働や就労、仕事や家庭の両立等に関する相談窓口や支援制度について紹介するため、市ホームページ「勤労者・事業主のためのガイド」で情報提供を図るとともに、関係機関のホームページとリンクすることにより、関連情報も含めて提供します。
171	勤労者のための相談の実施
	労働に関する相談や労災保険、雇用保険、健康保険、年金保険等の相談窓口を設けます。働く上で困っていることや社会保険制度等について一括して案内できるよう、社会保険労務士による相談を実施します。
172	働く女性のための相談の実施
	関係機関と連携を図りながら、働く女性のための相談を実施します。女性センターにおいては、女性の悩みや生き方に関する電話相談、専門家による面接相談等を実施します。
173	ワーク・ライフ・バランス啓発及び優良事業者紹介コンテンツ作成・周知
	ワーク・ライフ・バランスの啓発とともに、岐阜市男女共同参画優良事業者の取り組みを取材して取組事例を紹介するパンフレットを作成します。また、パンフレットを労働実態調査に同封し、企業等に幅広く配布するなど、表彰制度、受賞事業者のPRを図ります。
174	女性の活躍推進を図るためのセミナーの開催
	女性センターにおいて、女性が自らの能力や意欲を高め、多様な分野で活躍できるよう、自己理解から学び直し、意思決定の場への参画に必要な知識の習得、意識の啓発など、自らの能力を高められるような講座を開催し、支援を行います。

3-4-2 共育での推進

No.	取り組み
—	ぎふし共育都市プロジェクト(再掲)
	取り組み No. 80 (57 頁) を参照

3-4-3 働く保護者の健康管理の推進

No.	取り組み
175	労働時間の短縮等の促進
	1日の労働時間や育児のための勤務時間の短縮、時間外労働の制限、週休2日制、年次有給休暇制度の活用など、労働時間の短縮を促進するため、国・県など関係機関と連携を図りながら、相談窓口や支援制度等について市ホームページで紹介するなど、普及啓発を図ります。

3-4-4 働く保護者を支援する保育サービスの充実

No.	取り組み
—	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）（再掲） 取り組み No. 87（60 頁）を参照
—	放課後児童健全育成事業のさらなる充実（再掲） 取り組み No. 88（60 頁）を参照
—	低年齢児（0～2 歳児）保育（再掲） 取り組み No. 97（63 頁）を参照
—	特別保育事業（再掲） 取り組み No. 99（63 頁）を参照
—	保育所（園）の情報提供サービス（再掲） 取り組み No. 104（64 頁）を参照
—	私立保育施設（保育園、認定こども園、小規模保育事業）への助成（再掲） 取り組み No. 106（64 頁）を参照
—	ファミリー・サポート・センター事業（再掲） 取り組み No. 137（73 頁）を参照

3-4-5 子育てに理解のある企業の啓発

No.	取り組み
176	岐阜市労働実態調査 市内の事業所にアンケート調査を実施し、育児支援制度に関する質問項目を設けることにより、労働条件の実態を把握して実態に応じた適切な意識啓発を図ります。また、アンケート調査結果を市ホームページに掲載するなど、情報を提供します。具体的には、育児休業制度、介護休業制度、フレックスタイム制、勤務時間短縮、事業所内託児所、出産・育児、介護等による退職者の再雇用制度等について調査します。
177	次世代育成支援のための一般事業主行動計画の周知・啓発 「次世代育成支援対策推進法」に基づいて一般事業主が策定する「一般事業主行動計画」について、次世代育成支援のための取り組みが効果的に図られるよう、関係機関と連携を図りながらその周知啓発を図ります。具体的には、市ホームページに「一般事業主行動計画」に関する情報を関連機関のホームページともリンクして提供します。また、「岐阜市特定事業主行動計画」を策定し、職員に子育て支援情報の周知等を行うとともに、市ホームページに掲載して公表します。さらに、入札契約制度では、建設業における子育て支援を推進するため、建設工事の主観的事項審査において、少子化対策として次世代育成支援対策に取り組んでいる企業として都道府県労働局長の認定を受けている場合や「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の提出義務のない企業が計画を策定している場合に加点する制度を実施します。

No.	取り組み
178	<p data-bbox="288 275 1436 309">「ぎふし共育・女性活躍企業」認定制度、男女共同参画優良事業者の表彰</p> <p data-bbox="288 327 1436 551">男女で共に子育てを行うことを推進する「共育企業」と女性はその個性と能力を十分に発揮して社会において活躍することを推進する「女性活躍企業」を「ぎふし共育・女性活躍企業」として認定し、企業における「共育・女性活躍」の推進を総合的に支援します。さらに、「ぎふし共育・女性活躍企業」認定を受け、または、受けることが見込まれる事業者、男女共同参画の取り組みを積極的に行い、その推進に顕著な功績があると認められる事業者を表彰し、事業者への男女共同参画の取り組みの普及を図ります。</p>
—	<p data-bbox="288 573 1436 607">育児休業・短時間勤務制度等の普及啓発（再掲）</p> <p data-bbox="288 629 1436 663">取り組み No. 169（81 頁）を参照</p>
—	<p data-bbox="288 685 1436 719">労働時間の短縮等の促進（再掲）</p> <p data-bbox="288 741 1436 775">取り組み No. 175（81 頁）を参照</p>

3-5 男女共同参画意識の啓発

現状と課題

誰もが一人の人間として、人生の選択の幅を広げていくためには、職場や家庭、地域社会等あらゆる分野において、従来の性別役割分担意識にとらわれずに、責任を分かちあっているかなくてはなりません。

そのため、あらゆる場面で男女共同参画についての意識啓発に努めると同時に、性別による固定的な役割分担等に基づく社会慣行の見直しを促し、その是正を働きかけています。例えば、事業者には仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境づくりを、市民には男性の家事や育児等への参画を働きかけています。

方針

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現は、社会全体で子育てを担っていく仕組みの基盤となるものであることから、女性だけでなく、男性も主体的に育児にかかわり、男女が共に子育てと仕事を両立できる社会に向け、男女共同参画の視点での意識啓発を推進します。

基本施策と取り組み

3-5-1 男女共同参画意識の啓発

No.	取り組み
179	男女共同参画意識の啓発 「岐阜市男女共同参画推進条例」に基づき、男女が性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、家庭、社会のあらゆる分野で責任と喜びを分かち合う男女共同参画社会について、意識啓発に取り組みます。性別に関するアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）への早期の気づきを促すため、幼少期の子及び子育てに関わる大人に対して啓発誌を配布し、啓発を行うとともに、男女が共に自立し、責任を共有するための支援として、講座・セミナーをはじめ、生涯にわたる学習機会と情報の提供等を行います。
—	ワーク・ライフ・バランス啓発及び優良事業者紹介コンテンツ作成・周知（再掲） 取り組み No. 173（81 頁）を参照
—	女性の活躍推進を図るためのセミナーの開催（再掲） 取り組み No. 174（81 頁）を参照
—	「ぎふし共育・女性活躍企業」認定制度、男女共同参画優良事業者の表彰（再掲） 取り組み No. 178（83 頁）を参照

3-6 経済的支援の充実

現状と課題

子育て家庭においては、教育費など経済的な負担が大きいと感じている家庭が多く、経済的な理由が少子化につながっているとされています。

子育て家庭への児童手当をはじめ、すべての子どもたちが必要な医療や質の高い幼児教育・保育を受けることができるよう、医療費の助成や幼児教育・保育の無償化を実施しています。また、経済的な事由で就学や進学をあきらめることのないよう、就学に必要な学費等の援助や貸付、現物給付等を組み合わせた形で生活の基礎を下支えしていく必要があり、子どもの貧困対策の重要な取り組みとして、さまざまな経済的支援を行っています。

ひとり親家庭等へは児童扶養手当や保護者と子どもを対象とした医療費助成、母子父子寡婦福祉資金の貸付等の経済的な支援を実施し、生活支援や就労支援と合わせた自立支援を行っています。また、多子世帯等の経済的負担の軽減を図り、多くの子どもを持つことに前向きになるような環境の整備を進めています。

方針

子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、児童手当の支給や幼児教育・保育の無償化など、各種経済的支援を図ります。また、ひとり親家庭や多子世帯、低所得世帯等には、それぞれの家庭の状況に応じて、さらに、きめ細かな支援を推進します。

基本施策と取り組み

3-6-1 児童健全育成のための経済的支援

No.	取り組み
180	児童手当制度
	子育て中の家庭における経済的負担を軽減するため、児童手当を支給します。
181	児童養護施設退所者への新生活応援金支給事業
	児童養護施設を退所する若者が、学業・就業と生活を両立しながら社会的自立に向けて安定した生活を継続できるよう、応援金を支給します。
182	入院助産の支援
	経済的な理由により入院助産が受けられない妊婦に対し、助産施設（市民病院・県総合医療センター）での出産費用の負担など支援を行います。また、「親と子のハンドブック ぶりあ」の活用や民生委員・児童委員、保健所等、関係機関を通じた制度の周知を図ります。
—	幼稚園・保育所（園）等の利用料・保育料の無償化、軽減
	取り組み No. 44（49 頁）を参照
—	実費徴収に係る補足給付事業（再掲）
	取り組み No. 45（49 頁）を参照

No.	取り組み
—	就学援助（再掲） 取り組み No. 46（49 頁）を参照
—	福祉医療費助成（子ども）事業の充実（再掲） 取り組み No. 120（68 頁）を参照

3-6-2 ひとり親家庭などへの経済的支援

No.	取り組み
183	母子父子寡婦福祉資金貸付 母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦の経済的自立と生活の安定、扶養している子の健全育成を図るため、無利子または低利子で各種資金の貸付を行います。
184	福祉医療費助成（ひとり親家庭等）事業 ひとり親家庭等の母または父とその子ども（18 歳に達する日以後の最初の 3 月末まで）の健康と福祉の増進を目的に医療費の自己負担分を助成します。
185	児童扶養手当の支給 ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当を支給します。

3-6-3 多子世帯への経済的支援

No.	取り組み
186	多子世帯への経済的支援 3 人以上の子どもを望む人が安心して子どもを産み育てやすい環境をつくるため、多子世帯に対する保育料の軽減や病児・病後児保育利用料の無償化等、多子世帯の経済的支援の充実をめざします。

3-6-4 貧困状況にある子どもへの経済的支援

No.	取り組み
—	実費徴収に係る補足給付事業（再掲） 取り組み No. 45（49 頁）を参照
—	就学援助（再掲） 取り組み No. 46（49 頁）を参照
—	育英資金貸付（再掲） 取り組み No. 47（49 頁）を参照

3-7 良質な居住の確保

現状と課題

子育て中の若い世代が、生活の基盤となる住宅を確保するため、子どもの成長や子育てに十分に配慮された、ゆとりある住宅の整備が求められています。

市営住宅において、大家族向けの住宅整備やひとり親家庭向け住宅の優先割り当て等を実施しています。

方針

子どもを育てやすい環境づくりの一環として、良質な住宅の確保が求められています。子育て世代は、広くゆとりのある快適な住空間や子どもの安全、家事の軽減、家族の団らんの場等を求めているため、市営住宅の整備や民間住宅の誘導等を推進します。

基本施策と取り組み

3-7-1 市営住宅の整備と民間住宅の誘導

No.	取り組み
187	市営住宅への優先的な入居
	市営住宅の入居資格要件に該当する人のうち、特に子育て世帯、大家族世帯、母子及び父子世帯が安心して暮らせる住宅を確保するため、市営住宅の一部を特定目的住宅として割り当て、優先的に入居できるようにします。
188	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅
	「住宅セーフティネット法」に基づき、子育て世帯など住宅確保要配慮者に対する民間の賃貸住宅の供給を促進します。

3-8 良好な居住環境の整備

現状と課題

親子が共に屋外のレクリエーションや自然とのふれあう場として、安全でかつ楽しく過ごすことができ、市民に親しまれる公園・緑地の整備が必要です。

子どもの遊び場や市民の健康づくり、憩いの場としての公園整備やうるおいのあるまちづくりの一環としての緑化を進めています。身近な地域の公園である住区基幹公園や総合公園・緑地を整備し、自然にふれ、子どものさまざまな体験活動ができる公園づくりを行っています。

また、地域において、子どもが屋外で安全にのびのびと自由に遊ぶことのできる場所を確保することが重要です。このため、公園や子ども遊び場の整備、子どもや親子と地域の交流拠点の確保が必要です。

方針

良好な居住環境をつくるため、緑豊かなうるおいのあるまちづくりにより、子どもが自然とふれあい、さまざまな体験ができる公園の整備等が大切です。身近なところで安心して子どもが外に出て遊ぶことができる、遊び場の確保を行います。

基本施策と取り組み

3-8-1 緑化活動・公園の整備

No.	取り組み
189	住区基幹公園の整備 子どもたちの遊び場や市民の健康づくり、親同士のコミュニケーションの場として、市民に身近でうるおいや安らぎのある良好な居住環境を形成するため、地域の特性に応じた住区基幹公園の再整備を推進します。
	総合公園・緑地の整備 岐阜公園、岐阜ファミリーパーク、岐阜市民公園の総合公園は、再整備基本計画に基づき、それぞれの公園の特色を活かした公園づくりを推進します。公園緑地は、「岐阜市みどりの基本計画」に基づき、レクリエーションや多様な需要に対応した整備を推進します。
191	公園の施設の整備 安全面に配慮した遊具の設置点検や自然環境の保全を重視した公園の整備を図るとともに、公園の清掃など環境衛生についても地域と一体になって進め、子どもにとって安全な遊び場として“あたたかく見守られた公園”の整備を推進します。また、公園を再整備する場合は、公園の立地や地域等の状況を踏まえ、近隣住民の意見を聞きながら検討を行います。
192	公園内児童用徒渉地（プール）の利用 夏の間、幼児・児童の水遊びによる体力・仲間づくりの場、近隣住民のふれあいの場となる公園内の児童用徒渉池（プール）をニーズにあわせて開設します。

3-8-2 遊び場の整備

No.	取り組み
193	<p>地域における子ども遊び場の管理</p> <p>子どもたちが安全で自由に遊ぶことのできるよう、子ども遊び場の管理に努めます。</p>
194	<p>学校施設の地域開放の推進</p> <p>学校教育の支障にならない範囲で校庭・体育館等の体育施設の開放を地域へ勧め、子育てから生涯学習活動までの場としての活用を推進します。</p>
—	<p>健全育成に向けた児童館・児童センター、ドリームシアター岐阜（再掲）</p> <p>取り組み No. 72（54 頁）を参照</p>

3-9 安心・安全なまちづくりの推進

現状と課題

安心・安全なまちづくりを実現するためには、道路環境、公共施設の整備等が必要です。

そのため、歩道の整備や段差の解消、交差点の改良により安全で快適に利用できる歩行空間の確保、自動車等の進入や速度の抑制のためのハンプやクランクの設置等、子どもや子ども連れが安心して通行できる人優先の道路整備、歩行環境の整備に取り組んでいます。

公共施設においては、エレベーターやスロープ、障がいのある人や子ども用のトイレ、おむつ替えスペースの設置等に取り組み、誰もが使いやすい施設となるよう整備を進めます。また、マタニティマークの周知により、妊産婦や乳幼児連れの親子が外出しやすい環境づくりに取り組めます。

また、災害発生時に個別の配慮が必要な子どもたちの安全を確保できるよう防災体制の構築に取り組めます。

方針

安心して外出できる環境づくりのため、子どもや妊産婦、ベビーカーを使う人等、誰にとっても歩きやすく使いやすいように配慮された道路や公共交通機関、公共施設、人が多く集まる施設等の整備とともに、親子や子どもが使いやすいトイレの設置等を推進します。

基本施策と取り組み

3-9-1 安心・安全なまちづくりの推進

No.	取り組み
195	歩道の整備
	道路拡幅による歩道新設や再整備による歩道拡幅を実施し、特に通学路等を重点的に見直すことで、児童の安全で快適な歩行空間を確保します。主要道路については、車いすやベビーカーがすれ違うことができ、安全で快適に利用できる歩道の整備を図ります。このほか、歩道の拡幅、段差の解消、交差点の改良及び電線類の地中化等を進めます。

No.	取り組み
196	<p>バリアフリー化の推進</p> <p>「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「岐阜県福祉のまちづくり条例」に基づき、子どもを含めた誰にもやさしいユニバーサルなまちづくりを一層進めるため、公共施設等の改善整備を推進します。本市が新たに建設する建築物については、段差の解消やエレベーター、エスカレーター、スロープ、障がいのある人用や子ども用トイレの設置等、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を推進します。さらに、ユニバーサルデザインの考え方の普及啓発に取り組むとともに、障がいや障がいのある子どもに対する理解と配慮の啓発に努め、公共交通機関や障害者支援施設をはじめとする民間施設におけるバリアフリー化を促進します。また、障がいのある子どもが生活する上で適切な情報の入手や意思疎通ができるよう、点字や音声案内、文字表示など、障がいの特性等に配慮した支援に取り組みます。</p>
197	<p>ゆとりとやすらぎのある道路の整備（ゆとり・やすらぎ道空間整備事業）</p> <p>生活道路を安全かつ安心して利用できるよう、歩道設置や路肩の明色化を行うなど、車優先から人優先の道路に再構築する事業を推進します。</p>
198	<p>妊婦にやさしい環境づくり</p> <p>妊娠初期は、胎児の成長や母親の健康を維持する上で、とても大切な時期です。しかし、外見からは見分けにくく周囲からの理解が得られにくいいため、タバコの煙、交通機関利用時等、さまざまな苦勞があります。マタニティマークを広く市民に周知し、妊産婦に対する気づかいを呼びかけるなど、妊産婦に対するやさしい環境づくりへとつなげ、妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保に努めます。</p>
199	<p>3人乗り自転車貸出事業</p> <p>子育て世帯の親子連れでの外出促進を図るため、満1歳～未就学の幼児が2人以上いる家庭に対し、安全性に配慮した3人乗り自転車の貸し出しを実施します。</p>
—	<p>キッズゾーンの整備（再掲）</p> <p>取り組み No. 165（79頁）を参照</p>
200	<p>災害時に子どもを守るための防災体制の構築</p> <p>「避難行動要支援者名簿登録制度」に基づき、自主防災組織（自治会）、民生委員・児童委員、消防団及び社会福祉協議会、警察と名簿を平時から共有することで、事前に配慮が必要な子どもを把握します。また、避難所開設時には避難してきた子ども及びその家族の障がいの有無（身体・精神・知的・発達）やアレルギーの有無をスムーズに確認できるよう事前に避難者カードを記入し、非常時持出袋の中に入れてもらえるよう周知・啓発を行い、把握した内容を避難所運営関係者の間で情報共有し対応します。</p>

孤独・孤立対策に向けて

(1) 孤独・孤立対策の背景

近年、社会環境の変化により人と人とのつながりが希薄化するとともに、単身世帯や単身高齢世帯の増加もあり、日常生活や社会生活において孤独を覚えるたり、社会から孤立していると感じることで心身に有害な影響を受けてしまう、孤独・孤立の問題が深刻化しています。

こうした社会情勢を受け、国は、令和5（2023）年6月に「孤独・孤立対策推進法」を制定し、令和6年4月より施行されました。

(2) 孤独・孤立対策推進法の概要

①基本理念

以下の3つが、基本理念として掲げられています。（第2条）

- ・社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図る
- ・当事者の立場に立ち、状況に応じた継続的な支援が行われるようにする
- ・当事者等の意向に沿って、孤独・孤立状態から脱却して日常・社会生活を営むことができるようになることを目標とすること

②地方公共団体の責務

地方公共団体は、当事者等の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされています。（第4条）

(3) この計画における孤独・孤立対策の推進

望まない孤独・孤立は、心身の健康面への深刻な影響を及ぼすことから、この計画においても、子どもやその保護者等がそのような孤独・孤立の状態に陥ることなく、子どもたちが将来に夢や希望を抱き、心身ともに健やかに過ごすことができるよう、孤独・孤立対策の観点も意識して取り組みを進めていきます。

【孤独・孤立対策となる事業の例】

①妊娠・出産・子育てに関する支援			
2-4-1	切れ目のない母子保健体制の充実	113	すくすく赤ちゃん子育て支援事業等
		117	産後ケア事業

②児童虐待・こどもの貧困等への対策		
1-4-3 こどもの貧困の解消対策の推進	40	こども食堂支援事業
	41	子ども見守り宅食支援事業
	42	寄り添い型学習支援等事業
2-4-4 児童虐待防止対策の充実	122	児童虐待の早期発見、早期通告の広報、啓発活動
	123	児童虐待の未然防止のための子育て支援
	126	児童虐待を受けている子どもの保護
	127	こどもサポート総合センターの設置
2-5-1 ひとり親家庭の相談体制の充実	129	自立支援に対する相談体制
2-5-2 ひとり親家庭の自立支援	130	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業
	131	ひとり親家庭等自立支援給付金事業
	132	子どもの生活・学習支援事業
	133	ひとり親家庭情報提供
	134	養育費の取り決めの推進

③児童生徒の悩み・困難（いじめ・不登校等）への対応、ヤングケアラー対策		
1-1-1 子どもの権利の尊重	1	子どもの権利啓発
	2	子ども・若者等の社会参画・意見聴取
	3	人権に関する子どもの思いや考えの発信
1-1-2 いじめ防止対策の充実	4	いじめに対する相談・支援体制
1-2-1 特色ある学校教育の推進	8	小・中学校へのハートフルサポーターの配置
	15	校内フリースペースの整備
	16	オンラインフリースペースの整備
1-4-1 困難を抱える子ども・若者への相談・支援	31	不登校・発達障がい等に対する相談・支援体制
	36	ヤングケアラーへの支援
1-4-2 子ども・若者の自立に向けた支援	39	学びの多様化学校（草潤中学校）の設置

④自殺防止・メンタルヘルス対策		
1-4-4 子ども・若者の自殺対策の推進	48	若年層向けゲートキーパー出前講座の実施
	49	若年層向け広報活動の実施

⑤ひきこもりに対する支援		
1-3-2 思春期保健対策	30	ひきこもりに対する相談支援体制

⑥さまざまな困難・不安を抱える女性への支援		
2-5-3 配偶者などからの暴力被害者及びその同伴児への支援	135	DV被害者及びその同伴児への支援
	136	DV被害者の自立に向けた支援

⑦外国人・在外邦人に対する支援		
1-4-5 外国につながる子どもへの支援	50	各種健康に関する相談体制（外国人市民）

基本目標ごとのライフステージ別基本施策

基本目標ごとに示した基本施策について、子ども・若者を切れ目なく支援し、また、子ども・若者が自立して健やかに成長していくためには、各成長段階を意識した取り組みが必要であることを踏まえ、次のとおり、「ライフステージ全般」、「子どもの誕生前から幼児期まで」、「学童期・思春期」、「青年期」の区分に整理します。

●基本目標1 “子ども・若者自らが育つ力”をはぐくむ		
ライフステージ別等	基本施策	
★ライフステージ全般	1-1	子どもの権利の尊重
	3-1	食育の推進
	4-1	困難を抱える子ども・若者への相談・支援
	4-2	子ども・若者の自立に向けた支援
	4-3	こどもの貧困の解消対策の推進
	4-4	子ども・若者の自殺対策の推進
	4-5	外国につながる子どもへの支援
	5-1	障がいのある子どもの療育の推進
	5-2	障がいのある子どもに関する相談・支援体制の充実
	5-3	在宅を中心とした福祉サービスの充実
	6-1	児童健全育成のための子どもの居場所づくり
★子どもの誕生前から幼児期まで	2-3	幼児教育の充実
★学童期・思春期	1-2	いじめ防止対策の充実
	2-1	特色ある学校教育の推進
	2-2	学校などの環境整備
	3-2	思春期保健対策
★青年期	7-1	次代の親になるための教育
	7-2	次代を担う若者への支援

●基本目標2 “家庭の子育て力”をはぐくむ		
ライフステージ別等	基本的な方向	
★ライフステージ全般	5-1	ひとり親家庭の相談体制の充実
	5-2	ひとり親家庭の自立支援
	5-3	配偶者などからの暴力被害者及びその同伴児への支援
★子どもの誕生前から幼児期まで	2-1	多様な子育て支援サービスの充実
	2-2	子育て支援活動拠点機能の充実
	3-1	多様な教育・保育サービスの充実
	4-1	切れ目のない母子保健体制の充実
	4-2	小児医療体制等の充実
	4-3	多胎児家庭への支援
	4-4	児童虐待防止対策の充実
★学童期・思春期	4-4	児童虐待防止対策の充実（再掲）
★青年期	1-1	子どもを産み育てる意識の醸成
	1-2	家庭における子育て力の向上と情報提供

●基本目標3 “地域・社会の子育て力”をはぐくむ		
ライフステージ別等	基本的な方向	
★ライフステージ全般	1-1	地域における子育てネットワークの推進
	1-2	地域ぐるみの子育て家庭の支援
	4-3	働く保護者の健康管理の推進
	4-5	子育てに理解のある企業の啓発
	6-1	児童健全育成のための経済的支援
	6-2	ひとり親家庭などへの経済的支援
	6-3	多子世帯への経済的支援
	6-4	貧困状況にある子どもへの経済的支援
	7-1	市営住宅の整備と民間住宅の誘導
	8-1	緑化活動・公園の整備
	8-2	遊び場の整備
	9-1	安心・安全なまちづくりの推進
	★子どもの誕生前から幼児期まで	4-4
★学童期・思春期	2-1	地域における子どもの健全育成活動
	2-2	地域における教育力の向上
	2-3	子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	3-1	交通安全活動の推進
	3-2	防犯活動の推進
	5-1	男女共同参画意識の啓発
★青年期	4-1	多様な働き方の実現
	4-2	共育での推進
	5-1	男女共同参画意識の啓発（再掲）

☆ライフステージごとの基本施策

☆ライフステージ全般		
1-1	子どもの権利の尊重	●基本目標1 “子ども・若者自らが育つ力”を はぐくむ
3-1	食育の推進	
4-1	困難を抱える子ども・若者への相談・支援	
4-2	子ども・若者の自立に向けた支援	
4-3	こどもの貧困の解消対策の推進	
4-4	子ども・若者の自殺対策の推進	
4-5	外国につながる子どもへの支援	
5-1	障がいのある子どもの療育の推進	
5-2	障がいのある子どもに関する相談・支援体制の充実	
5-3	在宅を中心とした福祉サービスの充実	
6-1	児童健全育成のための子どもの居場所づくり	
5-1	ひとり親家庭の相談体制の充実	
5-2	ひとり親家庭の自立支援	
5-3	配偶者などからの暴力被害者及びその同伴児への支援	●基本目標3 “地域・社会の子育て力”を はぐくむ
1-1	地域における子育てネットワークの推進	
1-2	地域ぐるみの子育て家庭の支援	
4-3	働く保護者の健康管理の推進	
4-5	子育てに理解のある企業の啓発	
6-1	児童健全育成のための経済的支援	
6-2	ひとり親家庭などへの経済的支援	
6-3	多子世帯への経済的支援	
6-4	貧困状況にある子どもへの経済的支援	
7-1	市営住宅の整備と民間住宅の誘導	
8-1	緑化活動・公園の整備	
8-2	遊び場の整備	
9-1	安心して外出できるまちづくりの推進	

☆子どもの誕生前から幼児期まで		
2-3	幼児教育の充実	●基本目標1 “子ども・若者自らが育つ力”を はぐくむ
2-1	多様な子育て支援サービスの充実	●基本目標2 “家庭の子育て力”をはぐくむ
2-2	子育て支援活動拠点機能の充実	
3-1	多様な教育・保育サービスの充実	
4-1	切れ目のない母子保健体制の充実	
4-2	小児医療体制等の充実	
4-3	多胎児家庭への支援	●基本目標3 “地域・社会の子育て力”を はぐくむ
4-4	児童虐待防止対策の充実	
4-4	働く保護者を支援する保育サービスの充実	

☆学童期・思春期		
1-2	いじめ防止対策の充実	●基本目標1 “子ども・若者自らが育つ力”を はぐくむ
2-1	特色ある学校教育の推進	
2-2	学校などの環境整備	
3-2	思春期保健対策	
4-4	児童虐待防止対策の充実（再掲）	●基本目標2 “家庭の子育て力”をはぐくむ
2-1	地域における子どもの健全育成活動	●基本目標3 “地域・社会の子育て力”を はぐくむ
2-2	地域における教育力の向上	
2-3	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	
3-1	交通安全活動の推進	
3-2	防犯活動の推進	
5-1	男女共同参画意識の啓発	

☆青年期		
7-1	次代の親になるための教育	●基本目標1 “子ども・若者自らが育つ力”を はぐくむ
7-2	次代を担う若者への支援	
1-1	子どもを産み育てる意識の醸成	●基本目標2 “家庭の子育て力”をはぐくむ
1-2	家庭における子育て力の向上と情報提供	
4-1	多様な働き方の実現	●基本目標3 “地域・社会の子育て力”を はぐくむ
4-2	共育ての推進	
5-1	男女共同参画意識の啓発（再掲）	